

平成27年第3回定例会会議録（第3号）

平成27年9月15日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	岩田弘君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君
総務課長	月輪利生君	職員課長	檜山隆士君
政策推進課参事	松川幸路君	自治振興課長	安達勤彦君

危機管理課長	安藤紀文君	観光課長	河村昌秀君
次長兼温泉課長	宮崎徹君	農林水産課長	小林文明君
次長兼環境課長	松永徹君	環境課参事	羽迫伸雄君
児童家庭課長	原田勲明君	高齢者福祉課長	池田忠生君
都市政策課長	後藤孝昭君	都市整備課長	松屋益治郎君
道路河川課長	山内佳久君	公園緑地課長	生野浩祥君
建築指導課長	狩野俊之君	次長兼教育総務課長	重岡秀徳君
学校教育課長	篠田誠君	スポーツ健康課長	溝部敏郎君
スポーツ健康課参事	中山啓君		

○議会事務局出席者

局	長	檜垣伸晶	議事総務課長	宮森久住		
補佐兼総務係長		河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸		
主	幹	吉田悠子	主	幹	佐保博士	
主	査	佐藤英幸	主	査	波多野博	
主	事	穴井寛子	速	記	者	桐生能成

○議事日程表（第3号）

平成27年9月15日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。通告の順序により発言を許可いたします。

○17 番（平野文活君） 議員になって 2 回目のトップバッターでございます。（「運がいい」と呼ぶ者あり） いいですね、張り切っていきます。

大きな項目、5 項目、ちょっと欲張り過ぎたかなと思っておりますが、きちっと最後まで行きたいと思しますので、ぜひ簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、教育行政についてです。

教員の 1 カ月以上の病休者の現状をまずお願いしたい。平成 25 年度は 14 名で、そのうちメンタルでの病気が 11 名、78%がそういう状況でした。26 年度はどうでしたでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

平成 26 年度に 1 カ月以上の病気休暇、休職を取得した教員は 16 名です。

○17 番（平野文活君） うち、メンタルは何人ですか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

先ほどの 16 名のうち、メンタルは 9 名でございます。

○17 番（平野文活君） やはり半分以上がメンタルでの病休となっております。この 26 年度の 16 名に対する代替教員の配置はできておりますか。お願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） 代替の教員は、16 名のうち 11 名配置できております。

○17 番（平野文活君） ということは、5 名が配置できていないということですね。別府市だけでも毎年十数名の長期病休者が出ております。また、その多くが心の病による病休という現状があります。さらには、そういう事態に際して代替の教員が 100%配置されないという現状があります。多くの場合、いろいろ見聞をいたしたところ、いわゆる荒れた学級というか、学級経営がなかなか困難という学級の担任が、メンタルの病休に追い込まれる、そういう傾向にあると聞いております。なかなかこの荒れた学級というのは、努力しても努力しても、なかなか変化が作り出せない、報われない。自分の力に対する限界みたいなものまで感じざるを得ないような、そして心身をすり減らす、そういう日々が続くというふうに聞いております。

実際にそういう形で担任が長期病休者になった場合、どういう対応、誰がかわりをしていっているのでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

学校には、学級担任以外に教務主任等、担任をしていない教員がおりますので、その教員等が中心となりその学級を担当しております。

○17 番（平野文活君） 言うなら学校の中のやりくりでその穴埋めをしているというのが現状ですね。そうすると、今、教務主任という話もありましたが、教務主任の方が担任になると、その教務主任の本来の仕事というのに当然支障が出てくる、あるいはオーバーワークになる。これはもう当然考えられることでありますね。今、やっぱり聞いてみますと、今の学校というのは、もうぎりぎり一人一人のそれぞれ役目の先生が精いっぱい頑張って何とか回しているというのが現状だろうと思います。そういう中で長期病休者が出ると、日常に非常に無理がいく。

例えば最近聞いた話では、ある学校では専科の教員を代替に回した、あるいは支援学級の先生を担当に回した、そういう話も聞いておりますが、そうになると、今度は専科の先生を探さなければならない、支援学級の先生を探さなければならぬ、そうしなければその代替ができない。こういうことになりますので、回り回って臨時教員なり何なりを探さなければ、担任の代替というのが続かない、こういう傾向にあります。

子どもの荒れという問題がかなり背景にあると申し上げましたが、例えば不登校という側面から見たら、現状はどうでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

平成 26 年度、小学校における不登校を理由にした 30 日以上の欠席児童数は 28 名でございます。中学校においては 108 名でございます。

○17 番（平野文活君） 依然として、中学校の不登校の傾向が多いですね。小学校は 6 年生までであるわけですから、そのうち 28 名、中学校は 3 年生までしかないわけですからね、そのうち 108 名。比率からすれば、かなり中学校は高いな。しかも、昨年この質問をしたときに中学校は 103 名でした。その前の年は 82 名でしたね。ですから、年々不登校に追い込まれる子どもたちがふえています。

先ほど答弁がありましたように、不登校というのは、30 日以上ですから、それ以前の段階の子どもたちも、言うなら予備軍と言われるような人たちもおるわけでありまして、教員のメンタルの対策にしても、こうした不登校の問題にしたって、早期の対応、きめ細かい早期の対応というものが必要なのですが、なかなかやっぱりそういうのが成功していないというのが、この数字になってあらわれてきていると思います。

この問題は、私は何回か過去も質問しております。長野市長になってから初めてでございますので、ぜひ市長あるいは教育長の見解というか、対策を聞きたいなと思っております。

別府市だけでも毎年十数名の長期病休者が出る。そして、その多くが心の病。そして、なかなか代替が決まらない。こういう状況は、特に別府市だけではないのではないかと、全体的あるいは全国的な傾向かもしれません。ところが、大分県では、その中でも毎年教員定数を削減しているのです。学級数が減ったということを経由しているわけですが、前の県議会で共産党の堤さんが、「臨時教員が学級担任をしているのはおかしいではないか」、こういうふうな質問をしたことがあります。それに対して県当局は、「最大限、正規の教員を担任にするよう努力します」、こう答弁をしているのですが、現実、臨時教員が担任しているというのは別府でもありますよね。そうしなければ学校が回らないという、今そういう教員の配置になっているわけでもありますね。ただ私、現場の声を聞くと、臨時教員の中でも力を持った先生がおる、逆に現場の感覚から言えば、何でこんな人が正規になれないのかという疑問を持つ、こういう声も聞きます。これは採用制度の問題もあると思うのですが、いずれにしても、教員はやっぱり絶対数が足りない、現場の必要性から言うと。そういう中に持ってきて、毎年毎年教員定数を減らす、ここにやっぱり大きく言えば原因があると私は思うのです。

ですから、教育長、教育長会議だとか、さまざまな県にかかわる会議があると思うのですね、あるいは市長も、そういうことを発言する場があるかもしれません。ぜひ県に対して、教員定数の定数内の中に臨時があったり再任用があったりするわけですね、定数の人は全部正規の先生というぐらいすべきだと私は思いますし、逆にその定数は減らさないで、学級数が減ったのは、これ幸いとして、余裕といいますか、余裕にもならぬと思うのですけれども、やっぱり一定の教員をプールで抱えて、そういう非常事態のときには対応できる体制を県が持つべきだ、こうした病休代替の配置というのは、県の責任でやるべきだというようなことを県に対してぜひ強く求めていただきたいと思います、教育長あるいは市長、いかがでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

今、議員さんから御指摘のように、県の教育委員会に対しましては、これまでも年度途中の代替教員の確保は難しいというように伺っておりますし、また、ここ数年、実際代替教員を確保する、難しくて学校経営に厳しい状況があるのも確かでございます。また、市

町村の教育長会議等を通じながらこの代替教員の確保、そしてまた教員の定数の確保につきましては、これまでも要望しておりますので、さらに要望は強く求めていきたいと考えておるところでございます。

また、市長にも、市長会を通じましてお願いをしているところでございます。

○17番（平野文活君） よろしく願い……。最後に、そういう状況の中で現場が回らない。市独自で、市費でそうした教員を配置するというふうな手立てはできないでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

市町村によってはそういう状況もあるというふうに聞いておりますけれども、別府の場合は、学習支援員あるいはサポート、いきいき支援等で48人の先生、サポート員を確保していただいておりますが、学級担任等につきましては、まだそこまでは至っておりませんので、厳しい状況もあろうかと思っておりますので、また今後の課題にしていきたいと考えております。

○17番（平野文活君） これは極めて切実な問題、そして、すぐ解決しなければ、たちまち行き詰まるという、そういう問題だということを改めて深く認識をしていただいで対処していただきたいと思います。

次に、学童保育所の問題です。

毎年1回、放課後児童クラブ連絡協議会から要望書が出されております。その要望書を見せていただきましたが、第1にいわゆる利用料、保育料ですね、値上げをお願いしたいという項目になっていて、ちょっと私はびっくりしたのですね。というのが、今上限6,500円ということで市と契約しているようですが、それでは経営していけないというところが出ています。だから、値上げの協議に応じてほしいと市に要望しているわけですね。しかし、そうすると保護者の負担は当然ふえます。そういう議論の中で、「市の補助金が国の基準の8割しか出ていないのですよ」、こういう訴えを受けました。今回、補正予算で二千何百万かの追加額が出ておりますが、これの説明をお願いします。国の基準どおりのいわゆる委託料になったのかどうか。お願いします。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

今議会におきまして、一般会計補正予算案の中で当課関連分の補正予算も上程をさせていただいておりますが、本年度に県の放課後子どもプラン推進事業費補助金の基準額が増額されたことによりまして、本市の基準額も県と同様に増額するために、今回、児童健全育成に要する経費の追加額として2,148万7,000円を計上しております。

なお、国の基準額、昨年度の基準額と現在同額というところになっております。

○17番（平野文活君） 結構なことだと思うのですね。私は、朝日学童クラブというのをちょっと視察させていただきました。そこで第3クラブ、実際子どもたちが48人来ているという話でありましたが、平成27年度の委託料の基準、委託料の契約が、基準額242万6,000円ということを知りました。ここのクラブの場合、この追加でどれくらいの委託料がふえますか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

平均登録人員を45名として見込んだ場合、これで試算した場合ですが、基準額が242万6,000円から342万7,000円、総額で現状が439万3,000円、これが565万4,000円まで増額をされます。差し引き126万1,000円の増額ということになります。

○17番（平野文活君） 今ちょっと書き損ねたところがありますが、242万6,000円から、基準額が、342万7,000円と言いましたか。ほぼ100万円上がるということですね。これだけその委託料を増額してもらえれば、随分経営には助かるのだらうというふうに思います。それでもまだこの保育料の値上げが必要だ、こういうふうな経営の現状のクラブがもしかしたらあるかもしれませんが、毎年要望書が出ているようですから、ことしの要望書

がどうということになるか、来年度に向けて要望書がどうということになるか、ちょっとわかりませんが、値上げが必要だ、あるいは6,500円自身が、負担が重いという家庭もあるわけですね。そういう人たちは学童に行けないのですね、行きたくても。

さっきの教育行政との関係もありますけれども、やっぱり子どもの貧困問題が大きな問題になっております。就学援助の比率が20%ぐらいの児童生徒とか、そういう状況の中で大分市は、学童クラブに必要な方全員が入れるようにということで、減免制度をつくりました。例えば生活保護、児童扶養手当受給者、就学援助の受給者は、利用料が全額免除です。市民税非課税の方は2,200円月額減額であります。その他あるのですが、そういう形での減免制度というのを、このいわゆる学童保育利用料にも導入すべきではないか、こう思いますが、いかがですか。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えをいたします。

議員さん御案内のように、現在、放課後児童クラブの上限額というのは6,500円、また借家を利用している場合は1,000円加算した額を限度額としております。議員さんから減免についてということで質問でございますが、減免となりますと、また新たな費用負担などが発生いたしますので、現段階では上限には慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

○17番（平野文活君） よろしく検討していただきたいと思います。

次に、高齢者行政についてに移ります。

これは、平成26年6月の議会で市営納骨堂について質問をいたしました。そのときの答弁は、納骨堂の建設も視野に入れなければならない時期に来ていていると考えているという御答弁をいただきました。続く26年9月の議会でも、さらに質問に対して、まず野口原墓地での建設を実施計画に上げる方向で検討している、延べ床面積25から36平米、収容能力は600から1,000基というような具体的な提起までしていただきました。今年度、予算が上がるかなと思ったら、上がっていない。現状あたりはどうなっているのか、お知らせしたいと思います。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

現在、引き続き課題の洗い出しを行っております。墳墓の放置や使用者・管理者の確認の強化ということで無縁墓地の使用者調査を実施しているほか、さらに進む高齢化に伴う独居化や無縁墳墓化の予測分析、整理した区画の利用計画、関係課との調整等、総合的な課題の整理を行う中で、収容する数量それから建物の規模等、具体的な部分の検討に入りたいと考えております。

また、建設予定地といたしましては、現状で最も墓地取得の需要が多い、先ほど御質問の中にございました。そして、利便性のいい野口原墓地などが最適であろうというふうに考えております。

おっしゃったとおり、昨年第3回の定例会議の中でもそういうような発言をしたわけなのですけれども、申しわけありません、まだ課題の整理ができていないというようなところもございまして、引き続き整理を行っているというような状況でございます。

○17番（平野文活君） 来年度の実施という方向と考えていいでしょうか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えします。

結果的には1年はずれ込みますけれども、来年度の実施計画の中には盛り込めるように調査、作業を急いでいきたいと思っております。

○17番（平野文活君） よろしくお願ひします。

続いて、安否確認機能つき緊急通報システムの導入、これも昨年の9月議会で、私が警察の資料として、平成25年度の別府のいわゆる変死ですね、いわゆる検死が必要な変死件数が約200件、そのうち65歳以上のひとり暮らしが72件あった。大分市の同じ年の

40 件から 50 件に比べて格段に率が高いという警察の話も紹介しながら質問しました。それに対して当局は、利用者の希望による機器選択制を視野に検討する、こういう答弁をいただいております。これも今年度予算に出るかなと思っておりますが、出ておりません。検討した結果、現時点ではどうなっておりますか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

議員より御提供いただきました県内自治体で導入しております緊急通報システムの調査をいたしております。議員の推奨される安否確認機能については、現在利用している緊急通報システムに対し追加改善することは難しいと考えております。この安否確認機能は、毎日決められた時間帯に利用者自身がボタンを押下し、押下した情報が御家族にメールで報告される仕組みとなっております。毎日の確認がシステム側からできないことは、現在利用しているシステムと同じと考えております。

導入を検討している緊急通報システムの利点として、利用者から安否確認ボタンの押下のない場合、サポートセンターより電話による確認がされます。電話に応答がない場合は、御家族に対して駆けつけの要請がされております。このサポートセンターによる電話確認が、現在利用の緊急通報システムにはありませんので、利用者の異常をより早期に発見を可能としているところであります。その反面、現在利用のシステムに直ちに駆けつける機能は備えておりません。

本市が導入しているシステム及び県内自治体で導入しているシステムについては、それぞれに特徴を持っておりますので、利用者の希望する機能を備えたシステムをみずから選択できるように、県内自治体で導入している緊急通報システムの採用については、財政的協議も含めまして準備を進めているところであります。

○17 番（平野文活君） 長い答弁ですが、昨年と変わっていないのですね。要するに今のシステムにプラスして安否確認つき機能を持ったシステムを導入し、利用者がどちらでも自分の好きなほうを選べる、こういうふうなことにしたいというのが、昨年 9 月の答弁でしたね。今も同じ答弁なのですね。答弁しても何ら仕事がされない。課長がかわったということもあるかもしれませんが。あるいは市長がかわったということもあるかもしれませんが。これはこういうことになると、来年も同じことになるのかなというちょっと心配をするのですね。

市長、いかがですか。どちらかのシステムを選べるようにしたいという答弁をしたのですよ。実際に今のシステムだと、倒れた人がはって行ってボタンを押さなければ通報されないのですね。新システムの佐伯とか日出とかでしているのは、決まった時間にボタンを押すという契約をして、押さなければ、そのシステムのほうから連絡があって、連絡がつかなければ家族にすぐ連絡が行く。こういう形で私は去年したのだけれども、佐伯におる親が倒れた、そういうシステムがあったおかげで死に目に会えた、ぜひ別府にもこのシステムをという、ちょっと切実な要望を受けてこの質問を去年しました。

ぜひ来年は実施していただくようお願いして、次に移りたいと思います。

道路行政についてです。都市計画道路・旧坊主別府線の整備の進捗状況について再度お伺いいたします。

○都市整備課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

原の交差点から小倉を通り、国道 500 号までの 1.7 キロにつきましては、8 月に道路整備計画策定委託業務を既に発注しております。業務期間は来年 2 月末で、業務概要は概略設計、交通量の調査及び推計、交差点及び道路予備設計を行い、概算事業費、事業手法等の検討を行います。

○17 番（平野文活君） この調査を終えた後は、どうなりますか。

○都市整備課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

調査を終え、事業手法の検討を行った後、これが事業化に向くかどうか、道路事業及び都市計画道路事業を踏まえて国・県と協議を行っていきたいと考えております。

○17番（平野文活君） よろしくお願ひします。

続いて、小倉グリーンハイツ内の道路の市道移管の問題についてお伺ひします。

この問題も、繰り返し問題にしてまいりました。平成23年3月の議会で問題提起をいたしました。当時の市長からは、「何からできるか、担当課が連携して対応するよう指示する」という答弁がございました。その後、さまざまな部内の協議あるいは住民の陳情など、さまざまあったと思います。

そういうものを受けて、昨年12月、浜田市長名で地域住民宛ての文書が出されました。どう書いてあるかということ、地域内の市道を先行整備の後、順次私道の移管整備を行う予定だ、こういうふうに書いてあります。この文書を受けて、ことしは、27年度はこの地区内の市道の整備が始まるのだな、こういうふうには当然皆さんは受け取った。ところが、まだまだ、まだ始まってはおりません。

新しい長野市政になって、6月議会でも同じような質問をいたしました。その6月議会では、地域内の市道については、27年度で測量設計を行い、28年度で道路改良工事を行う、こういう答弁がございました。これはこのまま、この答弁どおりで進むのか、あるいはどうなるのか。長野市長の地元の問題でもありますし、あなた自身も公約してきたと思います。ぜひこの長年の懸案をあなたの手で解決していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

地域住民の方々には、長い間悪路で、普通に歩くだけでも転んでしまうというような状況でございまして、大変に悪路の問題で悩まされてまいりました。また水道の問題もございます。水道が、別府市の水道が使えない、水が使えないというような問題も同時にございました。

今、法務局が行う14条調査、または市がこれは委託というか、受けて行う地籍調査、このどちらかで有利なほうの条件を満たしている、どちらかを使って今検討を進めているという状況でございます。有利なほうを使えば、今当然、道路部分と住宅部分との分筆ができていない、未分筆という状況でございます。当然それには地域住民の皆さん方の負担というものも発生してきますので、これを、できるだけ負担を軽減するという意味においても、14条調査か地籍調査かどちらかでというようなことで、今鋭意検討を進めているところでございます。これについても早期に事業に着手できるように検討を重ねているところでございます。

○17番（平野文活君） 前議会でしたか、部長から地籍事業と道路整備の一体的な事業実施を目指して、こういう話があったと思いますが、あ、これは今回の答弁書ですね、答弁書の中にそういう文言がございましたが、つまり地籍調査というものを国のお金も使ってすれば、市の持ち出しも少なくなる、こういう意味でしょうけれども、6月議会で答弁された、その市道部分の改良工事というのも一体的にということになると、また先送りということになるのでしょうかね。その辺がちょっと、その関係がわからないのですがね。

○建設部長（岩田 弘君） 答弁いたします。

先ほど市長が言われたように、今年度、社会資本整備総合交付金を使いまして、市道の部分だけの道路の実施設計をやろうということだったのですが、より効果的な事業方法を再度検討してみたらどうかというお話の中で地籍調査等、14条を含めまして、それと交付金事業を使った道路事業を組み合わせまして、より効率のよい事業を今後やっていこうというふうに今思っております。

それで、今年度の市道の先行する道路設計等については、ちょっと見合わせようと思っ

ております。

- 17番（平野文活君） そうすると、前の議会でも、全体的には10年かかるのではないか、そういう御答弁があったと記憶しておりますが、そういうことになるのでしょうか。団地の造成から四十数年ですね。市長が言いましたようにだんだん悪路になって、その対策もとれない、水も水道局にできない。そういった問題が40年近く続いているわけですね。そして、前の市長が対策をとるといふ答弁をしてから、もう4年たっている。だから、来年度から始まるとしても28年度から10年、こういうことになると、住んでいる皆さんからすれば、まだまだそういう話だな、そういう感じになると思うのですね。

どうなのですかね、いわゆる国の事業とか全体を考えたときに、半分ぐらいの年数で短縮するとかいうふうなことというのは不可能なのですか。

- 建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

区域内は、議員さん御存じのように、ちょっと16ヘクタールからの面積がありまして、4キロ以上の道路を整備していくということになっていきますので、今考えているのは、16ヘクタールを3つのブロックぐらいに分けて、ブロックごとに地籍及び14条等の整備が終わったら順次道路整備をするということで、事業期間はおおむね10年ということですが、半分にはちょっとならないと思いますけれども、そこら辺は頑張ることができるように努力したいと思っております。

- 17番（平野文活君） 本当に長年の懸案でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、小倉地区での温泉発電についてお伺いをいたします。何項目か上げておりますが、もう小倉地区の温泉発電の問題に限定して質問をさせていただきます。

小倉地区で8月8日に開かれた第4回目の説明会で、事業者は、最終的には36基の発電機を建設する、そういう予定だ、こういう説明がありました。そして、その言明どおり、エリアにすれば10ぐらいのエリアでやっているのですけれども、最初16ヘクタールという話がありました。その中で10ぐらいのエリアで発電所の計画が進んでおります。既に造成や基礎工事までやっている。

別府市は、新エネルギー導入の事前手続に関する要綱というのをつくりました。この要綱ではこう書いてあるのですね、事業者は、必要な書類を添付の上、市に事前相談を申し込む。市は、市の意見をつけて回答書を通知する、こうなっているのですね。36基の建設を、発電機を据えることを目指して既に工事は始まっている。何基分ぐらいの事前相談があっているのでしょうか。また、それに対する回答書というのは、何基分ぐらい出したのでしょうか。

- 次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

現時点では、設備数で申し上げますと、18基が設置予定ということで事前手続をこちらから申し上げました。

それから、合意している部分に関しては、申しわけありません、今手元に資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

- 17番（平野文活君） つまり、18基の分しか事前相談に来ていないということですね。この回答書を何基出したかということも、まだわかりませんが、全部出していなければ、その回答も待たずにすぐに工事を始めているということになりますね。事前相談なしに工事を進めるといふことができるのですね。

- 次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

事前手続の申し込みの時期といたしましては、事業計画が明確化されまして、地元説明会も実施した後に提出されるべきものとしております。そのため、申し込み時には関係法令の手続を完了したのもあれば、手続中のものも混在した形で提出されることが多いの

が現状でございます。したがって、発電設備の工事の着工は別にいたしまして、基礎工事については申し込みと並行して着手されるケースも現実的には考えられるということでございます。

現行の要綱では、その部分を禁じている事項もございません。したがって、それについての行政指導はなかなか難しいものがあるわけなのですけれども、我々としては、事実がはっきりしている部分に関してはそういうことのないようにということで、事業者のほうには話をしております。

○17番（平野文活君） 何度も要綱を遵守してくれるようにという、お願いをしているというのは聞きました。それでもこういう実態があるわけですから、法的拘束力のある条例にしなければならないと思いますが、その条例の制定予定は、いつを考えておりますか。

○生活環境部長（釜堀秀樹君） お答えします。

条例化につきましては、今年度末を目途に現在準備を進めているところでございます。この条例化につきましては、定義、対象、支援措置、調査事業、導入手続及び制限等の骨格を現在まとめているところでございますし、今後、別府市地域新エネルギービジョン推進委員会で協議を重ね、また多くの意見を取り入れながら、今年度末を目途に条例の制定に向けた取り組みをしたいというふうに考えております。

○17番（平野文活君） それは待たれるところであります。しかし、この小倉地区に関して言うと、条例ができて、もう後のことですから、なかなか歯どめになるのかどうかわかりませんが、条例化は急がれると思います。

そういう現状にありまして、問題は、この自然エネルギーの導入に反対とか、そういうことではもちろんないわけですよ。この要綱にもありますように、新エネルギーの導入と環境、住環境を含めた環境の保全あるいは温泉資源の保全、こういったものと両立をしなければならぬ。こういうのがその要綱あるいは今後つくる条例の目的だろう、こう思うのですね。

あの地域は、第1種中高層住居専用地域という、言うなら住宅専用地域として指定をされております。あるいは風致地区でもありますね。鶴見風致第4種になりますね。そういう住宅専用地域に、あるいは風致地域にふさわしい地域として保全をしなければならぬわけですね。

こういう中で、騒音問題が1つの問題になっております。市は、最初にこの発電機を据えた、言うなら通称1号機と呼んでおりますが、この1号機は既にもう稼働中であります。これの騒音調査というのをするというふうに、あるいは業者は市の環境保全条例の基準内におさまっておりますよというような騒音調査報告をしておりますが、市がしなければいけないですよ。市は、されたのですか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

既に業者のほうから、騒音をはかったときの資料が提出されております。しかしながら、その提出している資料では不足している部分がありますので、追加資料を今要求している状況でございます。

また、我々も確認のための実測ということになります。この部分に関しましては、そういったような状況がある中、また天候不順等もございまして、実施日が延び延びとなっておりますが、今月中には測定を行うように予定しております。

○17番（平野文活君） この1号機というのは、48キロワットの出力の発電機1基だけです。それでも近隣の皆さんが苦情、騒音がひどいという苦情がありました。さまざまな手立てを講じて、先ほど業者が測定したいいわゆる基準内におさまりました、こういう経過になっているのです。住民との話し合いを聞いてみると、この1号機での騒音基準を、今後つくるであろう全ての発電所の基準として適用するのだ、こういうお約束もしていた

だいているようであります。

ところが、今からつくる発電機は、ほとんど、すべてと言っていいね、1基125キロワット、48キロワットの3倍近い出力を持ったものが、36基あの地域にできるわけですよ。そうすると、全部でき上がったときのことを考えたときに、そういう地域全体の騒音というのはどういう状況になるのか。これはでき上がってみなければわからないでは困るのですよね。でき上がってしまっ、これは住めるところではなくなったなということになっては大ごとですよ。ですから、その1号機の基準をすべてに適用するのですよというお約束になっているわけですけれども、やっぱり業者任せではいけない。市が早く測定をして、そして、事前相談の段階でどの程度の音が出るのか、規制を上回るのかどうか、チェックができるような能力を行政が持たなければならないと私は思いますが、そういうことができますか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

今御質問のございました1号地の施設の関係でございます。我々もそういった意味では非常に注目・注視しているわけで、ここのつくり上げ、これがきちっとつくり上げられるようにということで、これも再三再四事業者のほうには申し出をしております。とりわけこれから先のことを考えますと、そこの仕上げ、これを非常に我々としては重要視しておりますので、そこは厳しい形で対処していきたいなというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 市長、私は思うのですけれども、課長がずっとこうして答弁していただいているのですけれども、実際にこの事に当たる職員というのは、2人しかいないのですね。この2人の皆さんが、ここばかりにかかわっているわけではない、その他の仕事も負ったりというふうに思うのですが、私は、やっぱり別府市がこの温泉発電というものを1つの、何と申しますか、脚光を浴びているわけですよ、きちっと技術面に関しても、さまざまな法律面に関しても、専門知識を持った職員の増強がなければ対応できないのではないかな、ちょっと心配しております。後でもいいですので、見解をお聞かせください。

次に、温泉資源の保護についてお伺いいたします。

今、1本温泉発電用の泉源が掘られております。口径が80ミリという、80ミリを超えることはできないのですけれども、80ミリで掘ったというわけですが、この80ミリから出てくる温泉あるいは噴気でもって、何基ぐらまで発電機を動かす能力があるのか。これは環境課としてはどう考えておりますか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、専門家におきましては、非常に判断が難しい問題というふうに言われております。理論上は蒸気化したものとなっても、500キロワット程度が最大ではないかというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 500キロといったら、もう125キロの4基分ですよ。とても36基の発電機を動かす能力はないということになる。そうすると、新規の泉源をあっちにもこっちにも掘らなければいかぬというような、そういうことになりかねないわけでありまして。既に新規掘削の申請が出て、そして、それが許可されたというふうなことも聞いておりますが、ちょっとこの経緯について御答弁ください。

○次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

この案件につきましては、平成26年12月22日付で申請をされた温泉掘削に対し、平成27年8月31日付で許可がおりております。この間、県の環境審議会温泉部会は4回開催され、1回目は平成27年1月に開催、継続審議となり、2回目は3月に開催され、保留とされております。これは、昨年の発電による新掘削を行った泉源の噴気の放出等が問題になり、この具体的な対策が報告をされてなく、また申請書の添付書類不足があったためであります。これについて県が泉源の噴気等の具体的な対策工事の追加書類等の提出を

求めたわけでございます。5月開催の3回目の審議会には、このうちの追加書類の提出が間に合わず、審議がされておられません。最後の4回目の7月審議に向け、発電事業者から追加書類の提出がされ、掘削申請に対する意見照会が県のほうからあったもので、7月17日付で市の意見書を申達いたしております。

意見書の内容でございますが、昨年発電による新規掘削の泉源の問題について、県が求めた対策工事、気水分離器、サイレンサー、貯蔵タンクの設置は、施工中で完成がされておらず、完全な管理ができていない状態であり、また法令遵守と地元への事前説明などの発電等に対する重要開示にも問題があり、本市として審議について厳格かつ慎重な対応を求めたものであります。

○17番(平野文活君) 市がそういう意見書を出したにもかかわらず、4回目では条件付きの許可ということになった。1回目は継続審議、2回目は保留、こういう形で、この許可に至っては、ちょっと業者からすれば難航しているわけですね。県の条件付き許可、この条件というのはどういうことでしょうか。

○次長兼温泉課長(宮崎 徹君) まず、審議会のほうから御説明をさせていただきます。この審議会は、7月28日に開催されておまして、この審議会において、許可は条件付きで適しているとの答申がされ、許可条件について県内部協議を行い、他の案件とは別に許可通知が交付をされております。

また、市の意見書に対する具体的な協議内容は、審議会が県の情報公開条例第7条第4項に該当し、非公開で行われるため聞き取りができておりませんが、先ほど答弁させていただきました市の意見書について、県による事業者への聞き取り、対策工事の現地の進捗状況の確認、現地説明会の開催の一件書類等の確認をされ、審議会へ説明がなされ、条件付きの許可がされたのではないかと思います。

今回の許可に当たっての許可条件として、雨期沸騰線、またはそれに近い高温泉の湧出が予想されるときは、騒音、蒸気、熱水などによる障害の防止措置をあらかじめとった上、掘削工事に着手することの条件がつけられております。この条件につきましては、これらの障害防止の対応措置をとり着手するものと考えております。また、湧出後においてもこれらの障害防止については十分に注意すること、小口主弁の耐圧性を確保し、温泉の流出を完全に停止できるよう措置するなどの許可条件が付されております。

温泉課といたしまして、この温泉掘削について今後注視してまいりたいと考えております。

○17番(平野文活君) 先ほどかいつまんで紹介いただきました市の意見書というのを、資料請求でいただきました。非常に厳しい指摘をしているのですね。これは、長野市長の名前で出されたわけではありますが、例えば、こういうことを書いてあります。

「別府市としては、新規掘削を伴う大規模な地熱バイナリー発電を積極的には導入促進しませんが、既成泉源や周辺環境への影響がほとんどないと判断できるもののみ導入促進の対象とします。別府市は、既存泉源を利活用した小規模地熱バイナリー発電を中心に導入促進を図ります。今回の案件のように、発電事業で予定されている設備容量に合わせて、さらに泉源を掘削しようとするのは、上記記述と合致しておりません。ぜひとも慎重な審議をお願いいたします。対象となる住宅地では、稼働中の125キロワット掛け4基500キロワットに加え、125キロワット掛け8基1,500キロワットのバイナリー発電設備が稼働されようとしております。しかし、現時点においても、当該住宅地の住環境は悪化しており、住民の苦情が絶えない状況が続いております。また、本案件が継続審議となった原因である源泉に対しては、掘削後1年以上になる現時点でも、事業者自体で噴出する噴気及び湧出する温泉、排出される熱水の管理ができていない状態が続いております。この業者の法令遵守及び情報開示の姿勢に関しても多くの問題があると言わざるを得ません。こ

のため、本市としては、本件の再審議についても厳格かつ慎重な対応を求めているところ
であります」。

過去、いろいろ書いてありますが、かなり厳しい意見を述べているのですね。こういう
市が意見書を出しながら、県は条件つきとはいえ許可したというのがちょっと理解できな
いな、こう思っております。

もう最後の時間でありますので、この住環境の保全ということと、もう1つ温泉資源の
保護という、この2つの問題が別府市としては問題だという立場ですよ。そうするとこ
の新規掘削というものは、この36基全部動かすためには、さらに新規掘削が必要かもし
れません。ここの地域に限らずあちこちでこういうことが行われるということになれば、
それぞれ温泉の資源は大丈夫か。温泉資源というのは、別府市の死活の問題でありますの
で、これは100年、200年、300年と保護していかなければならない。何かの利益のため
にそれが枯渇したとなったら取り返しが見つからない、そういう問題ですよ。

したがって、別府市は、数十年ぶりに地下の温泉調査をするということも聞いておりま
す。こうした調査結果が出るまで、新規掘削はちょっと待ってくれと言うべきではないか
と思うのですが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この新規掘削につきましては、県のほうで許可を出す状況になっております。今、議員
御指摘の温泉資源の保護という形で新たな地下の状況等をちゃんと調査をするまで待つよ
うにというふうな形での指摘というのは、現時点でうちのほうで意見書を求められて、正
式な意見書で県に提出し、その意見書を審議会で諮った上で、県のほうが条件つきとい
うことで認めた状況がありますので、現時点では例えば騒音、蒸気、熱水、このあたりの障
害防止措置があらかじめとられないと工事に着手できないというふうな形で私どものほう
では判断をさせていただいています。温泉資源の保護という形については、また違う形で
検討させていただかなければならないのかなというふうに思っております。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

住環境また温泉資源の量ということで、この2つが大きな課題だというふうに思ってお
りますし、今、小倉地区で起きた問題についても、これは私どもも深刻に受けとめてはお
ります。ですから、意見書を求められた際に大変厳しい意見書を提出させていただきました。

平成28年度の今予定でありますけれども、資源量調査をかけるように今しております。
それまで待つほしいということは、訴えは私個人もさせていただいているところでござ
いますが、これはこちらとしても拘束力というものはありません。ですが、引き続きこれ
は粘り強く事業者の方々と協議をしながら、当然県も条件つきということになっておりま
すので、こういったことをしっかりと注視しながら、今後も継続をして話し合いを進めて
いきたいというふうに思います。

○17番（平野文活君） この問題で市長が公然と動くというのは、非常に大きな意味がある
と私は思います。部長や課長が再三通っていると思うのですけれども、市長が動くのは全
然違うというふうに思いますね。

この際申し上げておきたいと思うのですが、県から副市長、阿南副市長が来ていただ
いて、経産省から猪又副市長が来ていただいて、こういうときに別府市の立場で県に物を言
う、経産省に物を言う。こういうときこそ動くべきではないかと思うのですが、お二方、
いかがでしょうか。

○副市長（阿南寿和君） 先ほど市長がお答えしたように、県の立場というのもの、私も理解
をしながら、やはり言うべきことは言っていきたいというふうに考えております。

○副市長（猪又真介君） お答え申し上げます。

御案内のとおり経済産業省は、地熱発電ほか再生可能エネルギーを推進している役所でございます。地熱発電についてはエネルギー基本計画、これ、昨年4月11日に閣議決定された文書でございますけれども、地熱発電の評価はしつつ、こういう記載があるのですけれども、「円滑にそれを導入するためには、地域と共生した開発が必要となるなど、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発を進めていくことが必要である」というふうに記載されております。この閣議決定に基づいて言うべきことは国にきちんと申し上げていきたいというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 県もあるいは経産省も、こういう風致地区で、第1種の住宅地域でこれだけの規模の発電が、開発が行われると想定していないのではないかと思います。しかし、現にそういうことが起こっている。これはやっぱりこの別府市の副市長になった立場から、現場の声を県に、そして経産省にどんどん伝えていただきたい。そして、市長はやっぱり現場にぜひ足を運んで、直接業者とも、あるいは住民とも話し合いの場を持っていただきたいということをお願い申し上げて、質問を終わります。

○25番（首藤 正君） 早いもので、4月の統一地方選挙が終わりまして5カ月が経過いたしました。新しい市長を迎えて、また私たちも新しい議員構成でこうして議会が動かされていっております。

きょうは、財政の問題から、特に観光の問題に力を入れて、市長の御判断をお聞きしていきたいと思っております。

早いもので、今月はこの議会が終了しますと、今年度上半期が終了いたします。この終了時点に当たって、恐らく執行部は下半期の予定、これらを見越して計画を立てているのではないかと思います。それで、現状の財政運営と下半期における執行部の見通し、これらについて御説明をいただければよいと思っておりますが、どうぞ。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

現在の財政状況ですけれども、自主財源の根幹となる市税を見てみますと、当初予算での見込みどおり、市民税の減少などにより厳しい状況です。6月それから9月の補正予算は、既存事業の見直しや地方創生先行型交付金の活用、それから競輪事業からの繰り入れなどにより、地方創生につなげる施策を計上しています。しかし、人口減少が今後も進んで、それに伴って生産年齢人口が減少していくことを考えれば、当然市税の減収が一層強まること、これはもう目に見えておりますので、このことを視野に入れておかなければならないと考えております。また、一方で少子高齢化が進んでいく中での社会保障費の増加、それから公共施設の老朽化に伴います改修費の増加などが見込まれておりますことから、今後の財政運営はますます厳しいものとなっていくことが見込まれています。

○25番（首藤 正君） 今後の見通し、人口減、それから自主財源の減、それから加えて社会保障関係の増、そして公共施設の老朽化に対する対策等々で財政運営は非常に厳しいという話を今、課長からお聞きしました。

それで、ちょっと気になる問題点、私からちょっと申し上げますが、これの答弁をいただきたいと思っております。

1つは、本年度、この議会までに既に市債、借金、これが40億円になっている。約40億円になりましたけれども、この市債は今後どのように財政運営に影響してくるのかが1つ。

それから、本年度、普通交付税の額が決定いたしました。この額と、臨時財政対策債も含めて今後どのようにしていくのか説明願いたい。

それからもう1つ。別府市の総合計画の定めている一般会計の当初予算の5%程度以上を積み立てる、基金に積み立てる、財政調整基金に積み立てるこの方向は維持できるのかどうかということ。

それから4つ目。地方創生の総合戦略策定を10月までに実施するという事になって
いますけれども、恐らく市は、上積みの方は8月に申請したのではないかと思います、
この上乗せ交付金の申請の今後の予定、これを聞かせていただきたい、このように思いま
す。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

まず、1点目の地方債の件でございますが、交付税の代替措置となっております臨時財
政対策債の発行で地方債残高は、年々増加傾向にあります。この臨時財政対策債の償還財
源につきましては、地方交付税のほうで後年度補填されることになっておりますので、こ
の臨財債の発行が直ちに公債費の負担につながって財政運営に影響を及ぼすとは言えませ
ん。しかしながら、今後公共施設の大規模改修などの財源として地方債の増発が予想され
ますので、財政運営に影響を及ぼすことがないよう基礎的財政収支、いわゆるプライマリー
バランスを注視していく必要があると考えております。

地方債、今年度の今後の見込みですけれども、今のところ発行可能額が当初予算の見込
みを上回っております臨時財政対策債のみの追加補正を予定いたしております。今年度の
市債発行額は、最終的には42億円程度になる見込みでございます。そのうちの約45%が
臨時財政対策債となっております。

それから、交付税についてです。平成27年度の普通交付税は、7月24日に大綱が示さ
れまして決定しております。交付額は、前年比5%増の87億6,670万1,000円で、当初
予算を約5億上回っております。また、先ほど申し上げました臨時財政対策債の発行可能
額も18億8,155万9,000円で、これも当初予算を1億7,000万程度上回っております。い
ずれも12月補正で追加計上する予定でございますが、今後増額補正が見込まれておりま
す社会保障関係経費などの財源とするほか、財政収支の状況によっては今年度の財政負担
に備えて基金に積み立てたいと考えております。

それから、財政調整基金の留保の関係ですけれども、財政調整基金、今回補正で約1億
の積み立ての追加をお願いしておりますが、減債基金を含む主要基金の27年度末現在高
は83億円程度となる見込みです。これは、昨年11月に財政収支の中期見通しを示しま
したけれども、そのときより18億程度多くなっております。現在、11月の公表に向けて
中期財政の見通しの更新の作業中ですけれども、今のところ総合計画の財政目標の数値に
ついては、予定以上の額を確保できる見込みです。

それから、最後に地方創生の上乗せ交付金の関係ですけれども、上乗せ交付金のタイプ
Ⅰを対象として産業連携・協働プラットフォーム設立調査研究事業、それからタイプⅡの
対象として市の公式ホームページ再構築事業の実施計画書を8月に内閣府宛て提出してい
ます。交付決定のスケジュールが10月末となっておりますので、今回の補正では一般財源
で措置をさせていただきます。タイプⅠは2,570万円、タイプⅡについては上限の
1,000万円を申請しておりますので、申請どおりに決定すれば3,570万円の増収効果と
なります。

○25番（首藤 正君） 説明を聞きまして、大体わかりました。市債の問題は、課長の今の
話を聞きますと、恐らく今年度は42億程度になるだろうと。ところが、臨財債がこのう
ち45%、こう言いましたかね、課長。これが臨財債ということですから、そうすると、こ
れを42億から臨財債がもし45%とすると約19億円は返ってくる、国から交付金が順次
返ってくる。そうすると、残は23億。別府市の恐らく今年度の最後の借金は23億になる
のではないかと、このように思います。しかし、先ほどの財政積立金が好調に、好調とい
いますか、大体予定どおり行く。そうすると、これは一般会計の当初予算の5%以上です
から、一般会計の当初予算が456億ありますので、これの5%となりますと、これが大
体二十二、三億になるのですかね、二十二、三億になりますので、結局積み立てたお
金と借金が出た

お金と大体同じ額ぐらいになるのではないかと思いますけれども、その辺を今後どのように調整していくのか見守っていききたい、このように思います。

それから、交付税が決まったと言いますが、これは当初予算で組まれておりますその残が、交付税のほうで5億6,000万、今回残った分がつくということで、臨財債が同じく1億7,000万、合計しますと7億3,000万を12月議会に上げてくるという課長の説明ですが、そのうち積み立てをしていきたいということですから、財政上不自由のないように健全な積み立てをしていっていただきたい、このように思います。

それから、上乘せ分ですけれども、思ったより金額が小さいですね、上乘せ分は。もっと大きいかと思いましたが、今、課長の説明を聞きますと、Ⅰのタイプで2,570万程度、それからタイプⅡで1,000万程度ということですが、これはもう今回の予算で既にこの事業は計画されて上がっています、上程されていますね。もしこの上乘せ部分が満額来れば、今回上げている予算も消化することができますけれども、来なければ単費になってしまうから、財政上非常に苦しくなるのではないかと、このように思いますので、このⅠ、Ⅱのタイプを獲得するように頑張っていただきたい、このように思います。

それからもう1点。平成28年度以降、今年度より5カ年計画でありますけれども、国の支援として交付されている新型交付金。今後の進め方ですね、これをどのようにやっていくのかということをお聞きしてみたいと思いますけれども、この新型交付金、まち・ひと・しごと創生法ができて、この法律で全ての都道府県、市町村が、地方創生の総合戦略の策定をする努力義務を課せられておりますけれども、これらについて、また長期的には人口ビジョン等も含めて計画書を出さなければならないということになっておりますけれども、新副市長の猪又副市長、副市長の就任に当たって、市長がこの創生戦略の問題について大いに期待を込めて議会に説明がありました。この創生の事業について、副市長としてどう取り組むのか。今後の別府市の地方創生の取り組みについて方針なり考え方をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○副市長（猪又真介君） お答え申し上げます。

まず、政府のほうでは、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開という観点から、平成28年度地方創生概算要求として、地方創生の深化のための新型交付金、この「シンカ」という字は、深まるのほうの「深化」の字を使っておりますけれども、交付金として1,080億円のほか、まち・ひと・しごと創生関連事業として、関係各省庁から全体で7,763億円の予算要求がされており、総額で8,843億円の予算要求が地方創生のために計上されているところでございます。

なお、これらの予算の多くについて実際に各地方自治体、あるいは地方にいる商工業事業者、また農林水産業事業者の方々が活用する場合には、既存の考え方にとらわれない先駆的な取り組みや発想の転換が求められているところでございます。

本市が策定する総合戦略、あるいは総合計画を着実に実施していくためには、政府が地方創生のために準備している交付金を初め、各種支援施策を活用していくこと自体は非常に有効な手段と考えておりますが、その前提として、本市みずからが本市にかかる中長期的な課題及び喫緊に必要なとされる取り組みをしっかりと整理することが、より肝要というふうに考えております。

○25番（首藤 正君） この地方創生の新交付金は、これからの別府市にとっても財政上非常に大きな運営状況の鍵を握る交付金になってくると思います。ぜひ猪又副市長、頑張ってくださいと思います。

さて、次に人事院勧告について若干お聞きしたいと思いますが、本年8月に人事院は、国会及び内閣に対しまして、国家公務員の給与を上げるという勧告をいたしました。恐らくこの勧告が実施されますと、当然大分県の人事委員会のほうからも、地方公務員につい

ても同じようなベースアップが勧告されるのではないかと思いますけれども、この人事院の勧告について、その内容等がわかりましたらお知らせください。

○総務部長（豊永健司君） お答えいたします。

まず、人事院勧告の制度についてでございますが、公務員につきましては、労使による交渉で賃金や待遇を決めるいわゆる労働協約締結権を認められていないということから、労働基本権制約の代償措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、中立の第三者機関である人事院が、民間給与を調査の上、給与水準等についての勧告を毎年実施しているものでございます。これにつきましては、公務員の給与水準を民間企業従業者の給与水準と均衡させること、いわゆる民間準拠を基本に勧告がされているものでございます。この勧告は、あくまでも国家公務員に対してのものでございますが、地方公務員にも地方公務員法の均衡の原則の規定から、他の公務員や民間の水準と均衡を保つことが求められておりまして、民間の水準も調査した上での人事院勧告と地域の水準をより反映しております大分県人事委員会の勧告を、別府市職員の給与制度や水準のよりどころとしていただいております。

○25番（首藤 正君） 既に公表されている国家公務員の数字からいきますと、次の点をちょっと聞きたいのですが、その内容はどうかということと、もしやるとすれば、毎年12月の議会でかかるのですけれども、その時期はいつなのか。それから、もしこれに沿って改定すれば、原資はどれだけ要するのかということ。それから、改定後の職員の平均年収、これは幾らになるのか。それから、改定後のラスパイレスはどうか。そしてまた、問題のわたり。これはベースアップと同時に解消するのか、その辺をお聞かせください。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

まず、勧告の内容と実施時期についてでございますけれども、本年の人事院勧告の主な内容でございますが、民間給与との比較の結果、民間が上回っておりましたために、初任給については2,500円、高齢層については1,100円の引き上げを基本に改定すると勧告がなされております。同時にボーナスの支給月数につきましても、民間の支給状況を踏まえて0.1月分、これを勤勉手当に配分することとされております。実施時期につきましては、月例給がことしの4月1日にさかのぼって、ボーナスについては法律の公布日に改定の勧告がなされております。

次に、改定すればその原資はどの程度必要になるのかというふうな御質問でございますけれども、改定の影響額の見込みは、県条例が適用される教育公務員を除きまして、1月の定昇分の影響も含め今年度で約4,000万円の増額が生ずると試算しております。1人当たりの給料額としては、勤勉手当を含めて4万3,000円となっております。

また、改定後の職員の平均年収額でございますけれども、平成26年4月1日時点の一般行政職、この平均給料月額が32万2,600円でございます。これをモデルとして計算いたしますと、現在年収が588万円であったものが592万円と、約4万円の増加というふうに試算をしております。

それから、改定後のラスパイレス指数の状況でございますけれども、ラスパイレス指数は、国家公務員を100としたときのその地方公共団体の給与水準のことでありまして、今回、国に合わせた改定を行った場合には、国も市も同じような改定となりますために、基本的にはラスパイレス指数の変動はございません。しかしながら、給与の諸制度が国と別府市は必ずしも同じではないために、平成27年度のラスパイレス指数は、昨年度よりも上昇する見込みでございます。

それから、今のわたりの件について御質問がございましたので、まず、わたりにつきましては、公務員の給与制度上、実際の職務より上位の級に格付けを行っていることを指し

ており、職務給の原則に反する給料表の制度運用であるとの指摘を受けております。別府市としましても、これまでに給与制度にかかる見直しを実施してきてはおりますけれども、平成26年4月現在の全国の市におきまして、770市中41団体、5.3%の市が改善をされていらないということで、県内におきましては、14市中別府市を含めまして6市が引き続き指摘を受けているところでございます。

- 25番（首藤 正君） 恐らくラスパイレス指数が100を超すと思いますね、年齢構成等からいきますとですね。

それから、わたりですね。これは大分県下で残っているのは現在大分、宇佐、由布、別府だけですね。別府だけが最後になるのではないかと思いますよ、今回のこのベースアップ改定によって。これは、なくすという条件で今回はやっぱりベースアップすべきではないか、このように思います。

それと、気になるのが、原資が4,000万円と言いましたが、これははね返りまで含まれているかどうかわかりませんが、この4,000万円、今まで団塊の世代の退職債がものすごくふえて、その退職金に困って退職債を発行したのですね。この退職債が今どのくらい残っているのか、いつまでに完済するのか。それから、この原資の4,000万円、今年度の財政運営にどのように影響するのか。政策推進課長、ちょっと教えてください。

- 政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

退職手当債は、退職手当がピークとなったのが平成19年でしたので、平成19年、20年、21年の3カ年で、合わせて29億7,160万円発行しております。26年度末の現在高で約12億6,200万円となっております、31年度末に完済の予定です。

それから、4,000万円につきましては、現行の当初予算で計上している予算の中で何とかやりくりはできるのではないかと考えております。

- 25番（首藤 正君） 退職債の完済が31年、まだまだ残っていますね。今回、恐らく定年退職者の数はそうないのではないかと思いますよ、普通退職者が出た場合、恐らく定年退職者の数によって当初予算で退職金が組まれたと思いますね。しかし、新しく今度は普通退職者が出ると、その分は持ち出しになっていく、こういうおそれがあります。財政上、このベースアップ等を構えて対応していただきたい。

そこで、今週2回、どう言うのですかね、ノー残業デーをやっていますね。ところが、この実施状況はおかしいと思いますよ。実際にやられていないということです。これは絶対やって、やっぱり残業手当が減ることもありますけれども、職員の健康管理も含めて、これは絶対実施すべきだと思います。

そこで、これは別府市の総予算から見ますと、市長、人件費は18%なのですね、約18%。それから民生費が約半分、51%あるのですね。それから公債費が7%、経常収支比率が、これはもう全く下がるという見込みが立たないと思いますね。それで、私は、ベースアップは反対ではありません、賛成です。しかし、ベースアップに沿う職員のやっぱり労働意欲の向上とか、給料に見合うサービスですね、市民サービスができる仕事をするということが大事だと思います。しかし、今言った、基本的にこの固定された金額をどうしても少なくしていかないと、財政運営が厳しくなってくる。この辺について、今回のベースアップについて特に市長、最低限わたりをなくしてほしい。これは市長の考えを聞きたい。

- 市長（長野恭紘君） お答えいたします。

大変に経常収支比率も厳しい状況でございます。また人事院勧告、また人事委員会の勧告に基づいて今年度そういう決定がなされるであろうということが見込まれております。その4,000万円の部分に関しても、財政には大変厳しい状況だというふうに認識しておりますし、今、首藤議員が言われたように、わたりの問題に関しては絶対になくしてまいりたい。これはこのベースアップの条件にということで、今、首藤議員のお言葉からあり

ましたが、これはこういったものも大変に含まれるのではないかと、私自身は厳しくこのわたりについては、国・県からも解消を迫られているという現実もございます。わたりに関しましては、これは必ずなくしていきたい、解消していきたいというふうに思っております。

- 25番（首藤 正君）最後に、別府市だけわたりがあるぞというような状況が、これはもう恥ずかしい話です。絶対避けていただきたい、このように思います。

では次に、別府市の祭りについて若干触れていきたいと思っております。

私の住む浜脇で、先月28日から30日まで3日間、1,400余年の伝統がある浜脇薬師祭りを実行しました。ことしは雨に恵まれて大変な祭りになりましたけれども、しかし、花魁道中においては金棒、先頭役を議長が務めていただきました。花魁は市長が務めていただきまして、大変盛り上がりました。そして、この祭りに関して宮崎県の日向市から5名の視察団も見えまして、いろいろと見学をしていただきました。

それから、最終日も雨でしたけれども、薬師音頭大会、これも約600名の踊り子さんが見えていただいて、雨の中、「やめなくて最後までやれ」という声が出て、最後までやることができました。大変盛り上がりまして、雨の中でしたけれども、いい祭りができた、このように思っております。

そこで、別府市の祭りですね。祭りと、あとイベントを含めて別府市が補助金を出しているのはどのような数があるのか。そして、どれだけの金額が出ておるのか。その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

- 観光課長（河村昌秀君）お答えいたします。

祭り・イベントに対する補助金等でございますが、平成27年度一般会計予算計上分で16件、6,099万1,000円でございます。これらの成果の把握につきましては、支出先から事業実績報告書等の確認により成果を把握いたしております。

- 25番（首藤 正君）これだけの金額が出ますので、やっぱり目的に沿った成果の確認というのは、絶対大事な部分だと思います。今後、この成果について十分執行部として点検していただきたいと思っております。

そこで、次の祭りについて基本的に別府市はどう考えているのかということと、補助金の額を知らせていただきたい。それはまず温泉まつり、これは別府を代表する祭りであります。それから、執行部がはっきりとこの議会で捉えております別府市の中の地域の三大祭り、これは「別府市の三大祭り」と言っていると思っておりますけれども、浜脇の薬師祭り、鉄輪の湯あみ祭り、それから亀川の地踊りの夏まつり、これについて今後どのような方針か、補助金の額とあわせて答弁ください。

- 観光課長（河村昌秀君）お答えいたします。

まず、別府八湯温泉まつりにつきましては、実行委員会に1,323万7,000円の補助金を交付いたしております。この温泉まつりにつきましては、4月1日から週末にかけて開催されているところでございます。私たち市民一人一人が温泉の恵みに感謝する市民総参加のお祭りとして位置づけており、扇山火まつり等もございまして、春を彩るお祭りとしていたしまして、市民が参加し楽しむとともに、多くの観光客に訪れていただくものと考えております。

別府市の三大祭りにつきましては、観光課からの補助金としていたしまして、浜脇薬師祭りに54万円、鉄輪湯あみ祭りに18万円を助成いたしております。亀川夏まつりの補助金につきましては、競輪事業特別会計の中から630万円を助成いたしております。

市の無形民俗文化財に指定されております風流見立て細工が呼び物の別府浜脇薬師祭りは、夏の風物詩として8月下旬に3日間開催されております。

一遍上人の木像の湯あみが行われる鉄輪湯あみ祭りは、9月の連休中に3日間行われ、

温泉を中心とした伝統行事や文化を大切に育てておられます。

8月初めの土曜日に開催されております亀川夏まつりにおきましては、亀川地区の地域振興のために助成を行っております。

- 25番（首藤 正君） 今詳細を聞きましたが、祭りとして市が出しておるお金ですね。市長が御存じのとおり、今金額がありました。浜脇の薬師祭りが54万円、それから湯あみ祭りが18万円、それから亀川が630万円という金額ですね。今後の、執行部が昨年の9月の答弁で、この三大祭りは大分県を代表する祭りに育てていきたい。そのためには関係者、地域の皆さんと協議しながら、行政としてやるべきことは全部やる、このように答弁をいただいております。これを実行していただきたい、このように思います。もうそれ以上補助金のことは申しませんが、補助金のやっぱり、例えば1日で祭りが終わるところ、2日で終わるところ、3日で終わるところ、いろいろやっぱりありますし、祭りを続けるということは大変ですけれども、特に浜脇の場合、3日間の祭りをやる場合は、無形民俗文化財の見立て細工、これはやっぱり30点ほど出ますけれども、この1点を1人でつくる作品というのは余りないですね。皆さんが、自治会がみんな役員会で諮ってどういものをつくるかということがかかりますので、1作品に例えば5名かかったとしても、ことしみたいに30作品出ますと、その陰に150名の制作者がかかり切りで見立て細工をつくっているという格好になります。非常にいい作品が出て、大学の先生とか工学部の学生さんとかが見学に来て勉強してもらいますけれども、これも全国に知っていただくためのいい格好が続けられているということでございます。

それで、この祭りですね。市長、これはいい記事でしたね。この中に市長が、「歴史・文化・伝統を徹底的に磨いてこれを生かしていく」と書いていますね。恐らく今言ったこの三大祭りは、これを本当にもろに集約した祭りだと思います。特に祭りは、地域の一体感をつくって、地域の活性化の出発点になるものであります。もう少しこの三大祭りにはぜひ力を入れてやっていただきたい。この三大祭りを続けるためには、恐らくみんな最低半年の準備が要ると思います。今やっているイベント・祭りは、少したれば恐らく消滅していくと思います。そういう傾向が間違いなく出てくる、このように思っております。

それで、祭りの件はこの程度で終わりますが、市長、これから観光問題に続けていきますけれども、実はこれ、びっくりしたのですね、私。9月1日のNHKの放送を見ていましたら、別府温泉、泉質が8通りあって、それを非常に利用したい温泉のまちだという、もちろん宣伝ですけれども、あれ、別府の泉質は8種類だったのかなと、こう思ったのですね。私らが聞いているのは、地球上の泉質は11種類あって、放射能泉が別府にないだけで、10種類の泉質が別府にある、このように認識しておりました。かつて古いパンフレットには、地球上に11種類の泉質があって、放射能泉と単純炭酸泉が別府にない。だから9種類別府市には温泉がある、そういうふうに書いていましたけれども、普通、11種類の中で放射能泉がないから10種類というような話が重複しておりますけれども、実際この温泉は、別府市の宝物ですね。その宝物の考え方が、外に宣伝するとき、恐らく泉質は何ぼあるのかということがはっきりしていなければいけないと思いますね。今回のNHKが間違いなのか、NHKの8種類が本当なのか、その辺答弁いただきたいと思います。

- 次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

温泉の泉質につきましては、これまで11種類と言われ、放射能泉を除く10種類が別府市に存在すると公表されてきました。

今回、改めて県を通して確認したところ、温泉法が32年ぶりに改定され、旧分類の含アルミニウム泉と含銅鉄泉の2種類が削除され、新たに含ヨウ素泉の1種類が加えられました。これを差し引きいたしまして、10種類となっております。このうち、放射能泉と新設された含ヨウ素泉は、大分県内には存在しないということで、8種類が県内にある泉

質となっております。

別府市内には、このうち7種類は確認をされておりますが、残る1種類、二酸化炭素泉については、現存するか県に今確認を依頼いたしております。これが確認されれば、別府市の泉質数は8種類ということになります。

- ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） 答弁を、ちょっと補足させていただきたいと思っております。

別府温泉は、皆さん御存じのとおり豊富な湧出量、それから源泉数そして泉質の豊富さでは日本一と言われてきております。別府市内には、現在2,200余りの源泉があるため、すべての源泉の泉質を把握するのは非常に難しい状況です。しかし、以前から多くの入場客らに親しまれ、湯量の減少等で使用できなくなっている貴重な泉質の温泉もあります。明礬にあります地蔵泉等につきましては、皮膚病等に効果があると言われ、多くの入湯客に親しまれてきた歴史のある貴重な温泉であります。泉質は硫黄泉に分類されていますが、湯量の減少で現在、残念ながら休業いたしている状況であります。貴重な泉質を持つこれらの温泉については、保全・保護が可能かなどを今後検討させていただきたいというふうを考えております。

- 25番（首藤 正君） 別府市にとっては、温泉が本当に宝ですね。私が一般質問で質問して、今まで11種類あった泉質、その中の10種類があった。それが、これだけ変わってくると、これはやっぱり大きな問題だと思うのですね。これを早くしなければならぬ。そして、恐らく8種類あるのではないかと言うけれども、残る二酸化炭素泉ですか、これがまだわからないというのですね。これを早くはっきりしなければいかぬ。部長からありました地蔵泉ですね、明礬の。これなんかわずかししか出ていない、こう聞いていますね。これがなくなると、硫黄泉はもうなくなるということですから、ここしかない。そういうものを、完全にやっぱり確保する施策をとらなければいかぬと思うのですね。どうかこれをはっきりさせて、別府温泉は、今回改定になった10種類のうち8種類ありますよとか言って、恐らく今8種類だけけれども、もう1つ、7種類はわかるけれども、1種類はわからぬというようなことではなしに、早急に別府温泉の顔であるこの泉質、これをはっきりさせていただきたい。

それで、今、「別府八湯」と、こう言われて、別府八湯はここにある、ここにありますがという宣伝をしているのですね。今言った泉質ですね、ここの温泉は適応症で、ここですよという、そういう宣伝がなされていないのですね。お風呂に入ってみたら禁忌症、適応症と書いているんですね。あら、この温泉はおれには向かなかったのだとか、そういう感じではいけないと思います。場所の宣伝よりも、この八湯の特殊性を持った泉質の宣伝をですね。そして健康、美容、疲労回復にどこが一番いいですよとか、そういうことをランクづけして決めていかなければならぬ。そういう宣伝をぜひしていただきたい、このように思います。

それから、この八湯を中心にした地域の掘り起こしですね。これは市長が先ほど言った歴史・伝統・産業も含めて文化、これらの掘り起こしを、温泉を中心にしたその地域の掘り起こしを図るべきだと思います。

そして、例えば別府八湯、私どもの浜脇温泉。浜脇温泉では、その周辺はどういうものがある、今もう皆私らは整理していますから、独自でパンフレットもつくっていますけれども、やっぱりまち歩き。観光客が嗜好が変わってきているのですね。温泉に入って、地域を見て歩きたい。そして、見て汗かいたら、またその温泉につかって帰りたいという形がふえてきています。別府八湯ごとのそういう掘り起こしをぜひしていただきたい、このように思うのですけれども、答弁してください。

- 次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

別府八湯のそれぞれの温泉につきましては、同じ温泉孔であっても泉源ごとに泉質が異なりますので、それぞれの温泉施設、旅館・ホテルで温泉分析を禁忌症、適応症、入浴上の注意事項の掲示がされております。別府八湯でも特徴的な温泉施設だけのところもあれば、鉄輪温泉のように複数の泉質を有する温泉地もありますので、1つの泉質や適応症に限定することは難しい状況でございます。入湯される皆さんにより温泉を楽しんでいただくために、ホームページ等でそれぞれの温泉地の特徴を情報提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

- 25番(首藤 正君) 別府八湯、温泉を中心にした地域のやっぱり開発も同時に行っていくべきだ、このように思います。これからの観光は、いろんな、多様化になって、まち歩き、地域を見て別府の——市長が言う——歴史・伝統・文化、そういうものをどうしても見たいという方もおりますし、別府の産業にも独特な産業だってありますので、それらも紹介していただきたい、このように思います。

そこで、観光の中で農業観光についてちょっと提案もしてみたいと思うのですが、別府市内に県の温泉熱利用の農林水産所がありますね。これが今どういう現状にあって、別府市がどうかかわり合いを持っているのか。それからもう1つ、桜の園。これは現状どうなっているのかですね。それからザボン園、これはどうなっているのか。簡潔に説明してください。

- 農林水産課長(小林文明君) お答えいたします。

大分県農林水産研究指導センター農業研究部花卉グループは、温泉熱を利用して花卉栽培農家のために技術開発や指導を目的に、昭和27年、鉄輪の海地獄前に設立されました。敷地面積は約3.2ヘクタールありまして、そのうち植物園の約1ヘクタールが一般公開され、年間約1万5,000人の来場者があると聞いております。特に花びらが緑色の御衣黄という珍しい桜がありまして、これは大分県のホームページや新聞に掲載されております。

次に、扇山桜の園ですが、市民の憩いの場として親しまれるように、別府湾を一望できる扇山の裾野に桜17種類、1万本、15ヘクタールが、昭和53年に完成しました。春の花見のシーズンには、市内のみならず市外、県外からも来園者があり、また秋には別府市内の小学校数校が遠足として利用しております。なお、毎年旅行本やインターネットで紹介されているところでございます。

続きまして、市営ザボン園ですが、当時、ザボン漬が別府市の代表的な土産品であったため、名実ともにザボンを別府の名産にすることを目的に、昭和37年に野田の姫山地区に開設しました。現在、約5ヘクタールの面積に約700本のザボンの木があり、年間約1万玉のザボンが収穫され、市場、JAに出荷し、約100万円の売り上げをしております。

また、年末の市営温泉や旅館・ホテルなどのお風呂に利用しているとともに、ふるさと応援寄附金の寄附者へのお礼品にも利用され、好評を得ております。

また、今年度は国の地方創生先行型事業を活用しまして、果汁入りの「ざぼんサイダー」を製品開発したところでございます。

- 25番(首藤 正君) 県の温泉熱を利用したあの施設ですね、膨大なあの中に植物園があったり、非常にすばらしい施設があるのですね。そして、花づくりを温泉熱を利用して教えたり、研修会もやっていますけれども、この施設を、別府の温泉熱を利用した農業はもちろんですけれども、観光に利用すべきだと思うのですね。これは、1つの「おんせん県おおいた」の代表する場所になってくると思います。これはぜひ県と調整して、農業はもちろんですけれども、観光にもぜひ使わせてくれぬかという形で「おんせん県おおいた」の別府の目玉としてこれを活用していただきたい。

それから、桜の園ですね。1万本植えて、今は恐らく大分枯れていますからね。前にも私がおもって整備すべきではないかということを行いました、これは国立公園の敷地の中

ですけれども、全国の桜の名所、「桜百選」というのがあるのですね、これをずっと見ますと、大分県は竹田の岡城が入っていますけれども、その百選の中で桜の木が5,000本や1万本というようなところは少ないのです。大体1,000本から多いところで3,000本ぐらいですね。恐らく、これを整備して別府の桜の園、ちょっと駐車場を整備して、トイレをつけて、ゴルフ場とつながっておりますから、ゴルフ場の利用者、利用に影響がないような幅もできると思いますが、ぜひこれも別府の名所としてやっていただきたい。

そして、これはなぜ農林が持っているのか、ちょっとわからない。公園にこれは移管して、公園で桜を育てるべきだと思います。今のままでは、桜はもう太りません。やせていますね。これはやっぱり専門家に頼んで立派な桜を育てるべきだと思います。この桜の園が整備されれば、別府の桜は日本を代表する桜の園になると思います。ぜひ実現していただきたい。

それから、ザボン。これは八代市に晩白柚という大きな、これはザボンの一種なのですね、ありますけれども、別府のザボンも大きなものを見ると、余り大きさは変わらないのです。だから、育てようによっては立派なものができると思います。かつては、ザボンといえば別府の名産物だったのです。ザボン漬、今でもありますけれども、なかなか受けない。

そして、今度は何かサイダーをつくったと。これは職員が発想したということですね。別府市の職員もなかなかやるな、こう思いました。職員がなかなかやるなと思って、先ほど猪又副市長に地方創生の話をしていただきましたけれども、今、「夢会議」をやっていますよね、「感動・共創・夢」会議。これを私らはもう全部見学していますけれども、職員は優秀ですね。ここに参加している別府市の職員の優秀さには改めてすごいなと、こう思っております。今回のサイダーを考えたというから、偉いものだなと思ってですね。昔は皮を使ったのです、ザボンを。今度サイダー、実を使っている。実を使って、皮が使われない時代になってきた。しかし、それではいけないと思いますね。これはやっぱり観光と結びつけて観光名物、観光のお土産として生かすべき。

1つは、例えば別府大学食物栄養学部というのがあるのです。ここにザボンを食物としてうまく加工できないか、そして、それを健康に使うのだというようなことを名を売って大学の学部に研究してもらうのも1つの方法ではないかと思えます。

この農業観光は、これからいろいろ出てくると思います。別府市の農地が、今4割以上遊休農地ですから、つくりながら楽しむ観光というのも、これから出てくると思います。そういうこともいろいろ研究しながら、ぜひやっていただきたい。同じONSENツーリズム部の中に観光課があり、農林課があるのですけれども、私は横の連絡すらとれていないのだろうと思いますけれども、今後どうしていくのか、部長、答弁ください。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） さまざまな御提言をいただきまして、大変ありがとうございます。

改めて考えてみますと、別府市に住んでいる私たちにとりまして、自然の恩恵であるとか温泉、それから海や山の景観というのが、他都市のどこよりもすぐれているという状況を忘れがちであるというふうに感じております。また、祭り等につきましても、後世に引き継いでいかなければならない大変重要なものであるというふうに思っております。自然を守ってきていただいた方、それから歴史を守ってきていただいた方、これは先人が私たちに本当に残してくれた1つの遺産でもあるというふうに考えております。

本日御提言いただいた数々のものにつきまして、個別の担当課だけで考えるのではなくて、それぞれの方向性を観光振興策として全庁的な共通認識をした上で、今後、別府観光の施策に生かしていかなければならないというふうに考えております。

今回、企画部より補正予算において調査研究費が計上されております産業連携・協働プ

ラットフォーム事業の中でも、観光筋力強化に向けた取り組みとして調査検討がされますので、関係部局としっかり連携をして進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

- 25番（首藤 正君） 部長、しっかり頑張ってください。答弁を了といたします。

さて、終わりになりますけれども、南部振興について若干お伺いしたいと思います。

もう時間の関係もありますので、まとめて答弁いただきたいと思いますが、別府市の都市計画のマスタープラン、これで南部のあり方をうたっていますけれども、その進捗状況。そして、南・浜脇地域のまちづくり基本理念計画がありますけれども、これの進捗状況。そして最後に、新しく市長がつけられました南部振興のプロジェクトチーム、これがどのような作業をして、いつまでにどういうものをつくり上げて実行に移していくのか。この辺を答弁いただきたいと思います。

- 都市政策課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立って別府市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものでございます。その中で別府市内を5地域に分けた地域別構想を策定しております。南部地域においては、地域づくりの目標を「中心市街地として新しい活力の中に、歴史情緒と温泉文化が光る、来て・見て・住んでみたくなるまち」をモットーとし、歴史情緒を残す町並みや温泉資源を生かした、訪れてよし、住んでよしの地域づくりに取り組んでいくこととしております。

都市計画マスタープランは、方針を定めたものでございまして、それに沿って各町内ごとの安全なまちづくり勉強会やワークショップなどを開催するなどしてきているところでございます。

次に、まちづくり理念計画のことでございますけれども、南・浜脇地域につきましては、昨年度、旧南小学校跡地の民間活用を検討する中で、住民の皆様の御意見を伺いながら南部地区の基本理念を掲げたまちづくり方針を作成しております。しかしながら、南部地域におきましては、旧南小学校跡地の問題だけでなく、その他さまざまな問題がある一方で、伝統や歴史など現在も多く残されているため、それらを総合的に考えていき、南部振興策を推進していきたいと考えておるところであります。そのためプロジェクトチームで、現在議論を重ねている状況でございます。

また、住民の皆様の御意見につきましても改めて伺っていくため、現在、地元と調整をしているところでございます。

- 建設部長（岩田 弘君） 補足して、南部振興のためのプロジェクトについて若干説明させていただきます。

目的といたしましては、独自の歴史と文化を有し、人情豊かな南部地区のさらなる発展に資するための政策提言を行うものでございます。作業内容といたしましては、南部の歴史・文化を改めて徹底的に掘り下げるために、さらに産業班、歴史・伝統班、文化班と3つの班分けをいたしまして、まず現地踏査を行い現状を把握し、住民意見の整理等を行う中で、南部振興のための政策提言を行っていききたいと思います。

方針につきましては、南部地区の魅力を高めるため、旧南小跡地利用など拠点的な施設だけではなく、また面的に捉えて南部地区全体が発展をしていくようなものにしていききたいと思います。

それと、来年3月には開通いたします別府挾間線の交通動態等、まちづくりは大きく変わってくると思いますので、それらを踏まえまして、来年度以降についてプロジェクトチームの提言等を踏まえ、南部振興の基本構想及び実施計画を策定いたしまして、具体的な施策を実施していきたいと今考えております。

- 25番（首藤 正君） 南部振興については、今度、市長は並々ならぬ決意を持って臨んで

いただいておりますけれども、今、部長がおっしゃったように南部を考えると、これは来年3月までに完成する別府挾間線、これが大きくまちづくりに影響してくると思います。これらを踏まえて慎重に住民の声を聞いていいものをつくり上げていただきたい。そして、案ができましたら、即実行に移していただきたい、このように市長にもお願いをしておきます。

さて、最後になります。時間の関係がありますから、1つだけ。7月30日に市長に浜脇の陳情団が訪れまして陳情いたしました。その中で1つみんなが「わからぬな」というのがあります。それは教育委員会です。平成24年3月に教育委員、教育委員による教育委員会が、中学校の統合を決定いたしました。これは山の手中学と浜脇中学の統合を平成30年に行う、こういう教育委員会の決定が行われましたが、今、教育委員会は平成33年という、ひとり歩きのことであちこちで出ていますけれども、33年に延期したという教育委員会の決定はあるのですか、ないのですか。あるか、ないかだけ教えてください。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

当初、30年ということで議決しておりましたが、諸事情によりまして開校がおくれるというふうな状況がございましたので、教育委員会では、これまでその状況については説明しておりました。最終的には平成27年6月の定例教育委員会において報告をさせていただいたところでございます。

○25番（首藤 正君） 最後の教育委員会に事情を報告したということは、あなたが地域にパンフレットを持ってきて配ろうとしたのですよね、33年ということで。これは決定していないではないかということで自治会に配らなかった。そういうことがあったから委員会に報告した。私が聞いたのは、教育委員会による教育委員の33年度の変更というのが、教育委員会ではなされているのかということ聞いたのです。もう一度教えてください、あるのか、ないのか。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） ただいま申し上げましたように、教育委員会の中におきましては、6月の定例会において委員の皆様方に33年開校ということで報告をさせていただいたところでございます。

○25番（首藤 正君） だから、それはこの前の6月にしたのでしょうか。私が聞いているのは、教育委員会の決定で統合が決まっている、延期の決定があったのですかと、こう聞いているのですね。ないのですね。ないのでしょうか。もう言いわけは要りません。やっぱり教育委員、この重みがあると思うのですよ。教育委員には教育委員会で統合が平成30年度と決めて、これが決まったら、地域の人はそれを目標にいろんなまちづくりやら考えで動いているのですよ。それが知らない間に33年度。それで調べたら、教育委員会、教育委員、教育委員会では決定されていない。早速、教育委員会で決定をしてください。いいですか、でないと、おかしいでしょう。教育委員会無視です、あなたたちは。

以上、苦言を呈して終わります。

○議長（堀本博行君） 休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（野上泰生君） 再開いたします。

○14番（市原隆生君） 順番に従って質問させていただきます。

最初に、ごみの収集についてということで質問を上げさせていただきました。これにつきましては、私も何回か今までこの質問をさせていただいておりますけれども、なかなか改善されない部分がありまして、また上げさせていただいたわけでありまして、ごみ収集の外部委託が大分進んでいるというふうに思いますけれども、この外部委託が始まった当時、こういうふうに市民の方から言われておりました。市の職員が回っていた

いている時期というのは非常に時間も守られていたし、カラスが散らかした後もきちっと片づけてくれていた。それから、車をとめるにしても離合がスムーズにできるように、そういう気を使ってくれていたけれども、なかなか、今そういうことがなくなってきたというようなことも言われたわけですね。最近、そういうことも余りないのかなと思うのですが、ただ、いまだに時間がまちまちだということはよく言われます。最近カラスも少ないのかなというふうに思いますけれども、余り散らかっているところも見なくなりました。ただ、やはり時間が、なかなか時間どおりに来られないので出しそびれたりということも時々あるのだということも聞いております。

そこで、この委託の割合、今どういうふうになっているか。まずこの点からお聞きしたいと思います。

○環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

燃えるごみの家庭系の可燃ごみでございますが、別府市内の山間部、それと狭隘地区、これは収集車が入れない、また中でUターンができない狭隘地区、その山間部と狭隘地区を除いた別府市ほぼ全域を民間委託しております。この民間委託でございますが、市内を第1から第3エリアに分けて、3つに分けて民間委託しております。

また、新聞、雑誌など、あと古紙、古布の収集でございますが、これは別府市内全域民間委託いたしております。

あと、燃えないごみですね、家庭系不燃ごみ、それと缶、瓶などの資源ごみ、これにつきましては、別府市が直営で収集いたしております。民間委託はいたしておりません。

○14番（市原隆生君） では、これは、ちょっともう課長には確認をしないでこの議場に入ったわけですが、もうほとんどが委託をしているということなわけですね。いや、固定して、委託業者が回収するエリアというのが決まっているのかということも、ちょっと聞こうかと思ったのですが、大方のところ、そういう狭隘道路に当たらないところというのは、ほとんどの部分においてもう委託業者が回っているということでありますので、では、わかりました。

先ほど申し上げましたとおり、最近も散らかりもなくてよくなったという、散らかることもなくなったのかもしれませんが、よくなった。ただ時間がまちまちだということでありましたけれども、この時間帯、まず決めているのかどうか。その点はいかがですか。

○環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

ごみ収集に来る収集車の時間帯がまちまちであるということでございますが、この時間帯でございますが、おおむね同じ時間帯に収集するようになります。これは先ほどお答えしましたように、山間部、狭隘地区を除いた市内全域を3つのエリアに分けて、それぞれ3つのエリアで民間業者に委託しておる次第でございますが、午前中2回、午後2回の計4回の収集を割り当てております。そして、その日の空模様とか、また天候、道路の交通状況、もしくはこれが一番要因が大きいのですが、曜日によりまして市民の皆様が出されるごみの排出量が違ってきます。これが一番大きいのでございますが、そういったもろもろの要因で時間にずれが生じているのが現状でございます。仮にごみが割と少ない日で午前中2回、そして先ほど、午後2回と言いましたが、午前中に午後の分を少し回収した、そういった日でも、本来昼から予定して回るべき場所は昼からも再度回りまして、ごみがあれば回収いたしております。

○14番（市原隆生君） 2回回るというのは、どうなのですかね。1回収集してしまうと、もうその日は終わったと思って、なかなか出しづらい部分があるかと思っておりますけれども、その点はしっかり検討していただきたいというふうに思います。

この収集について、このうちの対話集会でも、ごみのことでいろいろ御意見をいただいた中で、この私が今回上げた項目でこれは取り上げられそうだなという項目をちょっと1

つだけさせていただきます。

これは、自主的にごみを拾って回られる、特に吸い殻だというふうに言われておりました。私もこれは年に3回しかやりませんが、町内で煙霧消毒をするときに機械を持って回る人がきちっとしますので、何人もついては仕方がないということで、私はこの機械と一緒にゴミ袋を持ってトンガで吸い殻等を、町内に落ちているごみを拾って回るのでありますが、結構いっぱいになります。これは6、7、8の第3日曜日しか回らないのですが、その部分だけでも結構実感として今月は多いなということは感じておりました。自主的に回られているという、自主的にごみを拾って回っているのだという方が、その拾ったごみの捨て場所に困ると。その方は、集合住宅に住んでおられるということでありますけれども、そこに捨てたら、その住民の人から、外部からのごみは持ち込まないでほしいというようなことを言われたというふうにお聞きしたと思っておりますけれども、やはりその捨て場所に困るといふ部分もあるのだ、どういふふうで処理していいのかわからないということでありますけれども、そういった点、どのようにしたらいいのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃいました地域の皆様による環境美化ですね、その集めたごみの処理につきましてですが、ボランティア清掃につきまして、いつボランティア清掃されるか、またそのされる場所、それとボランティア清掃、地域の環境美化によりまして集められたごみをどこに置いていただけるか、それを、大変申しわけないのですが、事前に本課のほうに御連絡いただければ、本課のほうで回収にお伺いしております。

また、この際、事前に御連絡いただかなくても、そういったボランティア清掃、もしくは地域の環境美化、ごみの量、多い少ないに関係なく事前に御連絡いただかなくても、またそういった清掃が済んだ後でも結構です。本課のほうに御連絡いただければ、公衆の皆様方の邪魔にならない場所にそのごみを置いておいてくださればうちのほうで、事後でも御連絡いただければ回収に行きます。

また、このボランティア清掃に関しましてですが、別府市の指定のごみ袋でなくて結構です。市販のごみ袋に入れて置いていただければ、うちのほうで回収に行かせていただきます。

○14番（市原隆生君） よろしくお願ひします。そういった行為に対してはきちっと対応するというので答弁をいただいたというふうにおもいます。

それでは、次のごみ袋についてお尋ねをしたいと思います。

これも、最近またごみ袋が破れやすいという声をよく聞くのですけれども、前にも破れやすいということで質問をさせていただきました。そのときも、ちょうどこれは色が、昔はもうちょっと濃かったかなという気がするのですけれども、今、薄くなって、すりガラスではないのですけれども、ちょっと半透明のような感じに見えますし、私も家庭のごみを出すことは時々やっているわけですが、そのときにも最後いっぱい入れて縛っていたら、ぶちっと切れて結ばなくなってしまうということも何回かありました。これは市民の方からもこういった苦情を聞いているのですけれども、これはどのように今つくられているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

製造上の規格ということで申し上げます。強度の面から見ますと、暑さは32ミクロン、これは県内で4番目に厚い状況になっております。素材を引っ張った際の力を考慮いたしまして、裂けやすい高密度のポリエチレンではなく、低密度のポリエチレンを用いております。

また、今御質問にありましたように、強度が落ちているとの声をいただいてからは、こ

これは平成 21 年度になります。引っぱり強度及び伸び率を新しい基準として設けまして、ガイドラインを指定いたしました。さらに、この引っぱり強度と伸び率につきましては、納品業者から J I S 規格に基づく検査結果報告書を納品時に提出するよう義務づけいたしました。数値のチェックを行っているところでございます。

- 14 番（市原隆生君） 数値のチェックということでありましたけれども、実際に使われているものを使ってもらったらわかると思いますけれども、切れます。その点、課長とのやりとりの中で原料の値段も上下があるので、支障のないように薄くなったりすることもあるかもしれませんということでありましたけれども、これは最低限破れないという線は超えないでいただきたいと思いますけれども、その点はいかがですか。

- 次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

先ほど、製造上の規格あるいはガイドラインのお話をさせていただきました。今後も関係課と連携いたしまして、この規格、ガイドラインの遵守を中心に行いまして、製造業者に対しての指導監督、そして納品時のチェック等、消費者に御迷惑をおかけしないような品質保持に努めてまいります。

- 14 番（市原隆生君） よろしくお願ひします。これは数値とかではなくて、実際に納品になったものを引っぱりてもらったらすぐわかると思いますよ。実際に私も何枚か引っぱり切れましたので、すぐわかると思います。よろしくお願ひします。

もう 1 つ、ごみ袋なのですけれども、今、別府市も高齢化が大分進んでおりまして、ひとり住まいの高齢者の方も大変多くなっております。このひとり住まいの高齢者の方が、今大体ごみの収集が週に 2 回ぐらいやってくるのですよね、地域の中で。燃やせるごみについて、今、大と小という袋に分かれておりますけれども、この小の袋でも高齢者のおひとり住まいであると、これがいっぱいになることがなくて、半分でも十分足りているという声がありました。考えてみますに、今、配食サービス等も進んでおりますので、そういったのを利用されている方につきましては、この弁当箱というのを返却しますので、その 1 週間のうちに出る、自分で出すごみの量というのは本当にわずかなのだなという思いがしております。小の袋でも大きいのだ、あの半分でいいからという声を何人かの高齢者の方からお聞きをいたしました。特にひとり住まいだと、これがいっぱいになることがなんかほとんどないということでありましたので、この半分の量でいいという声でありましたけれども、こういった袋を今後つくっていただけないか。いかがでしょうか。

- 次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

指定ごみ袋制度を、平成 9 年度に導入いたしました。以来 18 年が経過しております。ごみ袋に対するニーズも当然変化してきているであろうということは、我々も感じております。したがって、今御質問いただいた、恐らく他市の状況を見ますと、現実的には 10 リッターから 15 リッター程度の容量になるのかなと思っておりますが、今存在しておりますさらに小さいもの、この導入を視野に入れまして、まず全体的にどの程度のニーズがあるのか、こういったことを調べるためにアンケート調査等を検討してまいりたいと思っております。

- 14 番（市原隆生君） アンケート調査、お願ひしたいのですけれども、その先、これをきちっとつくっていく。これからは高齢者はふえてまいりますので、こういったニーズというのは必ずふえてくる。今したアンケートよりも、さらにふえるということ予想して、ぜひともこれを作成していただきたい。他の自治体でも 3 段階の袋というのは、指定ごみ袋を導入しているところは、やはりやっているとこが多いというふうに感じましたので、ぜひお願ひしたいと思います。

それでは次に、多過ぎる緑ということで、ちょっとよくわからないタイトルでありましたけれども、最近、特に夏場といいますか、6、7、8 月にかけて、緑が茂り過ぎて困っ

ているという声をよく聞きました。ことしもよく聞きましたし、毎年この6、7、8の暑い時期になるとそういう相談をよくいただくわけですね。空き地等で樹木や雑草が大変茂っておりまして、地域の周辺の住民の方から、例えば雑草であったら蚊のすみかになるとか、木が茂っていて、風が吹いたときに大変揺れて怖い思いをするのだというような声もよく聞くわけでありまして。そういった苦情、相談等があった場合に、これはどういうふうに対応していただいているのか。その点はいかがでしょうか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、雑草についてでございます。空き地に対しまして御相談あるいは苦情等が寄せられた場合には、別府市の環境保全条例に基づきまして現地確認を行っております。空き地が不良状態であると判断すれば、空き地の所有者等に対しまして、除草などを含む空き地の適正な管理をしていただくよう、通知文書と現地写真の送付、それから所有者へ面談等での指導を行い対応しております。

また、樹木に関してでございますが、これは民法上の規定によりまして財産として認められているところでございます。したがって、我々としても剪定などの適正な管理をしてくださいとの指導等ができないのが現状でございますが、雑草のときと同じように空き地の所有者が判明すれば、現地写真と現況をお伝えする内容の文書を送付いたしまして対応している状況でございます。

○14番（市原隆生君） そこで、大体年間といたしますか、どれぐらいの相談があつて、どれぐらい、例えば個人の土地の所有者等に連絡をとりながらということでありましたけれども、どのぐらいが改善されて、どのぐらいが改善されないのか。この点はいかがですか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

雑草だけに限りまして、直近3年間の数値になります。相談及び苦情件数が、平成24年度141件、平成25年度125件、平成26年度は136件でございます。どうしても季節柄4月から10月に集中している状況でございます。

また、空き地の樹木に対する相談及び苦情件数でございます。平成24年度12件、25年度13件、26年度32件でございます。

また、どれだけ改善されたかということでございます。冒頭申し上げました雑草に起因する改善件数につきましては、平成24年度が116件で、改善率は約82%、平成25年度は93件、同様に改善率は約74%、平成26年度は117件、改善率は86%となっております。

○14番（市原隆生君） ちょっと想像したよりも高い改善率かなというふうに思いました。これはもう毎年のことなのですけれども、やはり手入れのされていない草木というのは、一見してわかります。本当に木または草で、木の上に草が最近絡まって本当にジャングルのように、一見ジャングルのような形になっているこの緑というのは最近よく見かけます。民間の土地であったり空き地の中、また家屋を倒した後の空き地、そういった中で草が茂ったり、また残されている木がどんどん大きくなっていくということもあるわけでありましてけれども、あと、山といたしますか、そういったところ、本当に市の土地の部分もありますけれども、県が管理をしているところであったり、さまざまな土地の所有者にかかわるところで、ただその周辺に住んでいる方は、どなたの所有であっても困っていることには変わらないというのが、毎年そういった苦情が出るころだというふうに思います。

そこで、この緑が茂って何とかしてもらいたいというのは、本当に毎年のように同じところでやっぱり出てくるというのを、最近特に感じているところなのですけれども、その都度所有者がこうだからということで対応がしてくれたり、また県であったりということで県に言って対処、困ったということになるのかというふうに思いますけれども、これは毎年繰り返すという中でわかっているというふうに思うのです。この点改善できる。例えばこの市役所の中でも、庁舎の中でもそういった課、課がまたがったり、また違う課に

なったりということもあるかと思うのですけれども、その点環境課で受けた相談というのがスムーズに解決に向かうようなそういった、例えば機構改革等できないのか。その点はいかがでしょうか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

今御質問の中にありましたように、これは大変申しわけない話なのですが、毎年同じような方法で対応しているというのが正直なところですが、したがって、同じような結果しか出てきていないというのも、これはもう現実です。こういうような状況を踏まえてこれから先のことを考えたときに、方法論を考えないといけないだろうなということは、もう議論を始めております。なかなか難しい問題があるわけなのですけれども、その難しい問題を何とかクリアして、やり方を変えて、今までのような形の中で解決しないでもいいような状況をつくっていかうというふうに考えております。

○14番（市原隆生君） お願いします。本当に毎年のことですので、新しい仕組みをつくって速やかな解決ができるように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では続きまして、市内大学生の支援についてということでお尋ねをします。

これもこの質問の項目の書き方をいろいろ考えたのですけれども、こういうふうにしたほうがいいのかと思ってやりましたけれども、内容は課長にもお話ししましたけれども、実はこういった質問をいただきました。これはAPUに通っている学生さんで、上人から亀川駅よりも南側に住んでおられる、アパートに住んでいる学生さんが、ある時間帯で、あそこは大分交通かと思うのですけれども、バスが多いときには5台、6台、一気に学生を乗せて大学まで運んでいるという状況だそうです。ただ、その手前の京町とか別府駅から南のほうですね、別府駅から南ではなくて、大体境川から南の辺になるのでしょうか。あの辺でバスがいっぱいになりますと、もう上人、また亀川、平田、中央町とか、あの辺に住んでいる学生さんたちがバス停で待っていても乗れないで、そのままバスが通過して行ってしまいます。乗れない学生がいて、授業にも間に合わなかったということもあるというふうにお聞きをしました。

この相談を受けたときには7月の初めぐらいの出来事だというふうに言いましたけれども、ある学生が、そのこのアパートに住んでいる学生ですね、その日は就職にかかわる面接等もあって、早く行かないといけないのにやっぱりこういった、バスが満杯で、結局とまっていなくて乗れなかった。そのこの大家さんのところに電話がかかってくる、「おじちゃん、何とか助けて」というふうに電話がかかってくる、慌てて乗せていってあげたのだ。ただ、時間ぎりぎりに間に合ったけれども、面接は何かいい結果が得られなかったということでありました。それが原因かどうかというのは別の話なのですけれども、それはいい結果が得られなかった。

こういったことがずっと起こっているのです、授業に出られないとか、そういった大事なときに間に合わなかったりということもあって、何とか対応してもらえないかということで、この辺のアパートのあっせんをしているアパートのあっせん業者が、一度は何かバス会社に交渉に行ったというふうに聞きました。ただ、何か余り取り合ってくれなかったというようなことを聞いて帰ったそうであります。

このAPUにつきまして、別府市も誘致のときからずっとかかわってきていることもありますので、その学生とそういった大学、それからあっせん業者、その方たちが何とか間に合うようにバスの増便等を含めて、何かいい対応をしてもらいたいということで声を上げているけれども、なかなか小さくて届かない部分があるのだということをお聞きしました。

このことを課長にも、今回こういう形で質問をしますというふうにお伝えをしましたけ

れども、そのことについていろいろ調べていただいたこともあるかと思いますので、その点をまず答弁してください。

○政策推進課長（本田明彦君） お答えいたします。

ただいま、APUの学生さんが利用するバスのお話でしたが、国道10号を運行しているのは大分交通で、大分交通のほうに問い合わせをいたしました。APU行きの便は、大分駅発が1路線、別府駅前から2路線、別府交通センターから1路線、亀川駅から1路線の計5路線の運行だそうです。登校日につきましては、上下225便を運行しております。それに加えて需要があるときは臨時便の運行をしているといった回答を得ております。

○14番（市原隆生君） もうちょっとあったかと思うのですけれども、そのぐらいでいいですか。今、課長からの答弁がありましたけれども、二百数便、本当に多い数だなと思えますし、この時刻表を見ても、APU行きのバスというのはこんなにもあるのかというぐらいいっぱい出ておりましたので、大分交通のほうでいい対応をしてもらっているのだなというふうに思っておりました。ただ、やっぱり現実としてこういうふうの問題がある、また困っている学生がいるということでありましたし、これは大分前の話ではなくて、ついこの間といっても2カ月ぐらいになりますけれども、7月の初めごろにもそういうことがあったのだということでありました。

この点につきましては、今答弁をいただきまして、バスの運行会社もいろいろな善処をしてくれているということでありましたけれども、私もついこの間、この相談を受けましたので、実際に自分の目で確かめているところもちょっとないのですね。今、バス会社からこういう答弁をいただくとしておりますということも相談者に告げまして、そこはちょっと違っている部分もあるのではないかとということでもありましたし、これは今後私もちょっと調べて、そういうせつかく別府に勉強に来て授業に出られないというような、そういったかわいそうな学生が出ないように頑張りたいというふうに思うのですけれども、またこれは今後、こういった形で質問をさせていただくかもしれません。ぜひもう一度担当課のほうでちょっと調査していただいて、いい結果を得ていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○政策推進課長（本田明彦君） 済みません、先ほど私は便数のことだけしか申し上げませんでした。ちょっと補足で説明させていただいてよろしいですか。

大分交通のほうに確認しましたところ、増便の要望については受けたという事実は確認できませんでした。念のためにAPUのほうにも確認したのですけれども、今のところおおむね半年ごとに授業の履修生の数、それからイベント、これをバス会社のほうと情報の共有をしながら双方が努力をしてくださっておりますので、議員のほうから御指摘があったような事実は、大学側のほうは確認できていないといったことでありました。

それから、大分交通のほうでは、これは主に亀川駅なのですけれども、非常に朝混雑するというので、大学側のほうから曜日、時間ごとの授業履修者数の情報提供を受けまして、需要のほうを把握しているそうです。そういった状況なので、曜日ごとにバスの便数を動かしてみたり、臨時便のステッカーを張って時刻表に出ている便の前後に運行して、乗り切れなくなることの解消を図っているそうです。また、亀川駅には社員の方ですか、事務員の方を配置して、バス停に立って状況の確認をしてくださっているそうです。その状況を確認する中で、やっぱり学生さんが、立ち席ですね、椅子が満杯であれば、立つのをちょっと敬遠して次のバスに、座れるバスに乗るといったようなことで、次の後続便が満車になってしまうというような、そういった状況が見受けられるので、10月以降は亀川駅のラッシュ状況の整理をするために整列乗車の取り組みをしているといったことをおっしゃっております。

バス事業者さんも限られた台数、それから運転手さんの数も限られていますので、そういった中で一生懸命、学生さんが授業におくれないようにということで企業努力をいただいているということも伺っておりますが、議員がおっしゃるように、南側の部分の乗車の対応については、また事業者さんのほうにこういったお話があったということをおのほうからお伝えしたいと思います。

- 14番（市原隆生君） そうなのです、亀川駅まで行けば乗れるそうです。だから、こういうことも聞きました、亀川の駅まで来てもらったら乗れますよ。ただ、上人とか平田、亀川中央町ですか、あのあたりから歩いていくという、どういった方法で行くにしてもかなり距離がありますので、ちょっとその通学のときに亀川駅まで来てもらいたいというのは、ちょっと現実的ではないなというふうに思ったわけですね。亀川駅まで行けば、その会社の人が、そういったいろいろ交通整理ではないけれども、やってくれるということでありましたけれども、その前の段階なのですね。前の場所での出来事なので、話を聞くところによると、とにかくいっぱい乗せているので、とまらないで通過していく、5台ぐらいが通過していくこともあるということでありましたので、その点を私もちょっと調べて、またこの質問をしていきたいなというふうに思います。そのときには、また対応をよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。学力向上についてということでお尋ねします。

直近の新聞でも掲載されておりましたけれども、学力調査の結果について、まずこれをお尋ねしたいと思います。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

まず、全国調査において別府市の平均正答率と全国の平均正答率とのその分布状況ですが、平成24年度の小学校6年生が、マイナス6.8からマイナス4.5でした。今年度の小学校6年生は、マイナス2.0からプラス3.0、それから平成24年度の中学校3年生は、マイナス4.8からプラス0.5でした。今年度の中学3年生が、マイナス2.7からプラス1.0となりました。同様に県の調査において別府市の平均正答率と県の平均正答率の、その分布状況ですが、平成24年度の小学校5年生が、マイナス8.4からマイナス1.8、今年度の小学校5年生が、マイナス2.7からプラス1.8、平成24年度の中学校2年生が、マイナス5.5からマイナス1.6、平成27年度の中学校2年生が、マイナス3.5からマイナス1.6と、マイナスの部分が小さくなるとともに、プラスの部分が出てくるなど、別府市全体の状況としては改善していると考えております。

- 14番（市原隆生君） よくわかりました。要するにこの年だけの結果を見たら、なかなかいい結果のようには見えないけれども、ずっと本当にこの流れからいくと、現場で努力していただいているということのあらわれであるというふうに思いました。

そこで、私もこの9月の終わりごろに視察に行かせていただきました。他市の調査でも授業の改善についてやっている、努力しているというふうに聞いたのですけれども、これは絶えず取り組んでいっていますよということでありました。この授業改善については、別府市ではどのように取り組んでいるのでしょうか。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

別府市においては、指導の重点を授業改善と補充学習、家庭学習の3点において取り組みを進めております。その中で授業改善については、全教職員が少なくとも年1回授業を公開し、相互批評を行っており、学校教育課の指導主事が、昨年度、年間92回その授業に参加し指導助言等を行っております。

- 14番（市原隆生君） あと、授業改善とともに放課後、また土曜日を利用した補習と申しますか、これは教職員、正規の教職員の方をお願いしなくて、外部のボランティア、または学生、私が行ったのは茨城でしたので、筑波大学の学生さんが多いのですよという話で

した。学生とか、退職した先生なんかをお願いをして、そういった補習と申しますか、塾にかわるものを学校の中でそれを開催しているということでありました。

本当に今、格差社会と言われる中で、私は教育格差というのが……。最近、広告に塾のチラシが入っているわけでありましてけれども、やはりマンツーマンの指導というのは大変高額であったり、2人指導とか3人指導とか書いているのですね。どんどん金額が下がってきているのですね、そのチラシを見ると、やはり教育、その補習と申しますか、余分にそういった勉強をしようと思ったら、こんなにお金がかかるのかという思いもしました。そういった部分というのは、やはり行政で見えていけるところというのはやっていかなければいけないのではないかなというふうにも思ったわけでありましてけれども、そういった取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

放課後等を活用した取り組みとしては、生涯学習課の事業として水曜日の放課後に放課後学習教室を、土曜日や長期休業中には公民館で学習教室を実施しております。昨年度、放課後学習教室は、小学校や公民館、児童館などで月に2回程度、計135回実施し、12校の小学校の児童が参加しております。また、公民館での学習教室は、6つの公民館で計24教室実施いたしました。いずれも地域の方々や教員OBがボランティアとして協力いただきながら、子どもたちに学習の場を提供しております。

○14番（市原隆生君） 公民館等を利用しているということでありました。公民館はエアコンも入っていることだというふうに思います。

私は、このうち、山の手小学校となる新しい校舎を見学させていただきまして、ちょっと違和感を感じました。真新しい鉄筋の校舎の教室の天井に扇風機が2つ回っている。普通ならあそこにエアコンのダクトが、あれは何ですかね、吹き出し口があるのだろうかというふうに思いながら見て、少し暑い思いをしたわけでありましてけれども、今、やはり……。私は今回、東京都の立川市と、それから茨城県の牛久市に行かせていただいたのですけれども、こういった授業以外の事業をやっておりますけれども、やはりエアコンが入っているというのはもうスタンダードかなというふうに思いました。全国のこういったテストがあるわけでありましてけれども、今、冒頭に課長のほうから今回のテストの結果について報告をいただきました。マイナスの近く、前後けれども、やはり前回のところから大変に努力した結果としてマイナスが小さくなっているということでありました。努力はしていただいているのですけれども、やはり教育環境を整えるか否かというのは、この努力のしがいと申しますか、かける数字にかかわってくるのではないかなというふうに強く感じたのですね。こういった努力をしていただいても、やはり教育環境が整っているところと、なかなかそこがまだできていないところというのは、そういった差というのがほとんど縮まらないのかなという思いもしました。

今、例えば学校統廃合が別府市は進められようとしておりますし、新しい校舎の建設というの、こちらからまだまだ続くのだというふうに思いますし、先日も春木のし尿処理場の建てかえということもあって、さまざまな建設費等もこれから必要になってくるのだろうというふうに思っています。ただ、子どもの教育というのは、待ったなしです。これからの人材を、本当にいい人材を育てるという意味でも、やはりエアコンを含めてそれぞれの学校、小・中の教育環境を整えるというのは、本当に待ったなしで行わないといけないのではないかなというふうに思っているのですけれども、その点はいかがでしょうか。市長または副市長、どなたかお答えをしていただきたいと思います。

○副市長（阿南寿和君） 議員がおっしゃるエアコンの設置については、十分理解はいたしますが、教育委員会だけでも、今おっしゃった統合中学校の建設、それから既存の校舎の長寿命化、こういった大規模な工事が今後続いてまいります。そういう状況を見ながら、

エアコンの設置についても考えてまいりたいと思います。

- 14番（市原隆生君） 地方創生ということで人口の取り合いということも今後考えられるわけでありませうけれども、やはり子どもの教育にかかわることというのは、若い夫婦にとって、若い方々にとって大変、最大な関心事だというふうに思いますし、大分県の中でもこういった教育環境を整える市というのがどんどんできております。そういうところにぜひとも乗りおくれなように、そのことをまず第一に考えて進めていただきたいということをお願いして、次に移らせていただきます。

では、防災についてお願いします。災害に対する備えということで、お尋ねをします。

これは、今回の対話集会で、今度も中山間地に多く入らせていただきましたけれども、多くの心配をされている声もありました。市全体で備蓄品というのはどのように整えられているのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

- 道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

急傾斜地、主に危険箇所なのでありますが、現地調査を行った後、地元との協議を行った後、その後、大分県が区域の指定・対策を行っております。別府市でも、市道に落石などの危険性があれば通行どめの措置やのり面対策工事などを行っております。また、民地の裏山など危険な箇所などについても、県が現地の地形や危険度を調査し、甚大な被害が想定される場合は対策を行っております。不安な箇所などがあって、相談があれば、個別に相談等があれば、大分県とも随時協議していきたい、そういうふうに思っております。

- 14番（市原隆生君） 課長、それは次の質問ね。（笑声）備蓄をどのように整えるかというのを聞いたのですけれども、まあ、いいです、わかりました。

どうしてこれを入れたかということ、次にお聞きしたいのですけれども、やはりこの中山間地で孤立するおそれがあるというふうに感じておられる方もあります。そういった崖崩れ等が起きないかという危険箇所、その心配もされているのですね。そのことについて、今、課長のほうが答弁していただいたのですけれども、そういった例えば孤立をしたときに、その地域の公民館を中心にして備蓄品というのがそんなに整えられていない。地域の方がみんな集まって1日、2日しのげればいいぐらいだというようなことも言われておりました。

そこで、備蓄品がどのように蓄えられるのか、また、どのぐらい支援してもらえるのか、支援してもらいたいというような声もあったのですけれども、私もこの防災について今まで何回も質問をさせていただきましたけれども、やはりいつ起こるかかわらないということもありますので、どのぐらいの予算をつぎ込んで、どこまで準備をしていくのかというのは、大変難しいところだというふうに思うのですね。

先ほども、建設しないといけないものもたくさんありますし、防災にかかわる費用というのは、本当に無尽蔵に出せるわけではありませんし、それぞれの地域で満足のいくような準備というのは、別府市だけでしてあげられるというわけでもないというふうに思っております。この点をきちっとそういった地域と相談をしてもらいたいと思うのですね。別府市はここまでできるから、あとはしばらくしのげるようにこのぐらいの準備はしてもらえないでしょうかということもきちっとお伝えするべきではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

- 危機管理課長（安藤紀文君） お答えをいたします。

別府市内の41カ所の収容避難所のうち、備蓄物資の保管が可能な避難所につきましては、水、アルファ化米などの食糧品のほか、毛布やトイレトペーパーなどの生活用品を備蓄しております。また、市街地から離れた郊外の公民館についても、災害時に道路の破損等で物資の運搬が困難になる可能性があることから、種類や数量は限られておりますけれども、災害用備蓄品を備えております。災害発生時におきましては、必要と考えられる

数量ではないと認識しておりますけれども、予算や保管スペースの関係上、物資が不足している避難所に運搬調整することや、大分県や大分県下市町村との災害協定による物資提供で対応していきたいと考えております。

また、大規模災害時においては、行政等から早急な応援が期待できないことから、やはり御自分に関することは御自分でまず対応していくという自助が重要でありまして、避難の際はしばらくの間、生活が続けられるための非常食、それから衣類などを災害用非常持ち出し品として避難所等へ持参していただくことを連合防災協議会、または町内防災訓練、それから防災マップ等を通じて市民にお願いしているところでございます。

- 14番（市原隆生君） 課長、それはそうなのです。後で大きく備蓄しているところから運搬するのだということでもありますけれども、こういった中山間地の方というのは、やはり危機管理課、また道路河川もよく相談してもらいたいのですよ、どういうことで不安を持っているか。孤立することもすごく不安に思っておられるのです。そうしたら、そういった物資をきちんと何かあったら持っていくよと言っても、孤立してしまったりそういった、できないこともあるわけですから、そういったことも含めて、ぜひそういった地域の方と危険箇所の、危険でないことを危険だと思っているかもしれないし、危険なのに危険でないというふうに思っているところがあるかもしれないので、その点、そういった中山間地の皆さんとよくそういった話し合いをして理解していただくということが非常に大事ではないかなと思いますので、その点をお願いして、次に移らせていただきたいと思っております。

地域の防災計画というふうに上げさせていただきました。今、それぞれの地域で、それぞれの自治会で打ち合わせをしながら防災のマップを作成しているかと思うのですが、この点の活用についてはどのようにしていますか。

- 危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

地域の町内における計画でございますけれども、今取り組んでおりますのが、地震に伴う津波について、これが別府市内の海拔10メートル未満の46自主防災会におきましては、地域住民の意見を集約する中、地域津波避難行動計画を策定しまして、全戸に配布しております。

また、それぞれの自主防災会における避難場所、それから避難経路、避難の際の心得などを掲載しておりまして、平常時からいざというときの心構えをお願いしているところでございます。

また、高齢者それから障がい者、難病患者などの避難行動要支援者につきましては、福祉関係課との連携のもと、災害発生時の避難支援を行う方や避難場所、避難経路をあらかじめ定めおきまして、避難支援関係者の協力を得ながら、安全かつ円滑に避難できる避難行動要支援者ごとの個別計画を策定する計画でございます。

- 14番（市原隆生君） それは、そうですね、当局の方でそういった計画も進めていただきたいということと、あと、やはり今、防災士もそれぞれの自治会で何人かの方が取得をしたりということでもふえてきましたし、あと、こういった防災にかかわるそれぞれ地域別のマップを作成したりということで、一見進んでいるようにあるのですが、その先の一步が踏み出せないでいるのです。ぜひその点の後押し、背中をちょっと押すようなことを行政のほうでしていただけたら、その地域の中でそういった防災士を中心に、また自治会長が中心になるかもしれませんけれども、そういったことが回ってくるのではないかなという気もしております。そういった声もあります。整ったけれども、次の一步が踏み出せないという声を聞くのです。その点はいかがでしょうか。

- 危機管理課長（安藤紀文君） 地域ごとの防災計画でありますけれども、確かに国・県・市のほうで地域防災計画というものを策定しておりますけれども、地域は地域でいろんな

特徴がありまして、その中でどう動いていくかということが、今主要であろうかと思いません。

危機管理課としましては、例えば自主防災会、それから町内にいらっしゃる防災士の方を中心に、今、1年に1回防災訓練に取り組んでいただきたいということで、今から秋、本格的に防災訓練が開始される場所でもありますけれども、自主防災会の中でも例えば避難誘導班とか救助班とか、いろんな班を設けているという部分もありますし、そういう避難訓練等を通じてさらに計画についてのアドバイス、場合によってはひな形を示していく等、そういう形で地区の、地域の防災計画、避難計画の後押しについて、危機管理課としても参加して援助していきたいと考えております。

- 14番（市原隆生君） 確かに誘導班とか情報班とか、各自治会でそういった自主防災会、組織づくりはできているというふうに思います。ただ、やはりもう一步踏み出せていないというのは事実だなというふうに思いますし、先ほどからずっと出ておりますけれども、最後に防災士の活用ということでお尋ねをしたいと思えます。

やっぱり取得をされた方から、とりっ放しになっているけれども、何かもどかしいといえますかね。この防災士を受けている方というのは、やはり地域の中で何かの役に立ちたいというふうに思われているのですね。ただ取得をしたはいいわ、なかなかその地域でもそういった防災にかかわる取り組みが進まなくて、なかなかそういうもどかしさを感じておられる方が多いと思うのですけれども、多いと思うという、こういった声を聞きます。このうちの対話集会でもそういった声がありまして、そういったせつかく取得をされて役に立ちたいと思っている方について、何かもう少し取り組みをしていただけないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

- 危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

防災士の資格を取得された方につきましては、次年度において別府市が主催します新任防災士研修を開催しております。また、これまで防災士の資格を取得されている方につきましては、大分県主催のスキルアップ研修を2日間開催しております。ただ、実際のところ出席者もそんなに多くなくて、研修内容としては十分ではないということは認識しております。

今後につきましては、先ほど言われましたようにとりっ放しではなく、知識をそのまま維持していくとか、そういう目的で研修のあり方につきましては、また今後とも大分県、それから大分県防災活動支援センターなどの関係機関と協議しながら、研修のあり方を検討していきたいと考えております。

- 14番（市原隆生君） この前、お話をさせていただいたときに、独自にその研修を持つということも今難しい状況だということもお聞きをしました。ただ、この防災士をとる前に救急救命講習を受けてくるのが前提だと。受けておられない方は、後で必ずということもあったかと思うのですけれども、これは消防のほうにお聞きをしたら、3年に1回再講習を受けられる方の数というの、そこそこおられるのかという気がしました。40%から30%というふうにお聞きをしましたけれども、やはり防災士をとられた方も3年以上たつと、こういったところにも出ておられない——私も含めて、反省も含めてなのですけれども——人もあるのではないかと思います。こういったことも促していただきたい。救急救命講習も3年たったけれども、再講習受けられましたかというような声かけでもしていただけたら、また意識も変わってくるのではないかと思いますので、その点はまたお願いをしたいと思いますので、お願いします。

時間がないので、次に移らせていただきます。空き家対策について簡潔に聞いていきたいと思えます。

これは、対策がスタートしまして、今日までどのように進められてきたのか、まずその

点お尋ねしたいと思います。

○建築指導課長（狩野俊之君） お答えいたします。

まず、空き家対策について現在の状況でございますが、今議会で別府市空き家対策条例を上程させていただいております。その条例が議決されましたら、その条例の中で別府市空き家等対策協議会を設置することとなっております。協議会設置後に別府市における防災、衛生、景観等の問題に関係する庁内部局が連携し、空き家等に関する対策を分野横断的に記載した総合的な計画では、空き家等対策計画の策定を行っていく予定です。また、その計画の中で、議員御指摘の跡地の利活用の促進についても定めていくこととなっております。

○14番（市原隆生君） 今後の見通しについてはどうでしょうか。もう一回お尋ねしたいと思います。

○建築指導課長（狩野俊之君） 先ほども答弁させていただきましたが、空き家対策計画の中で庁内の連携を図りながら空き家の対策を念頭に置いて、そういう計画を策定していきたいというふうに考えております。

○14番（市原隆生君） そうですね、連携を図りながらというのが、本当に大事かと思えます。空き家、これはきょうの冒頭でも緑についてお尋ねをしましたがけれども、やっぱり道路以外の空き家、個人の土地であったり空き地であったり、まだ家屋が建っている周辺の庭、空き家になって、家は建っているけれども、庭がそのままになって草が伸び放題であるという、その中で周辺の方から害虫のすみかになって困るという苦情もいただくわけがありますけれども、そういったことも、これは担当課だけで、課長のところだけで処理できない問題もあろうかというふうに思います。本当に市の中でいろいろ連携をしてそういった苦情に対応していただけるように、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。この点を本当に、暑い季節が去りましたがけれども、来年、こういった苦情がまた繰り返すのかなというふうに思いますし、いい形で仕組みをつくっていただけて対応していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○18番（松川峰生君） それでは、教育委員会の皆さん、お待たせしました、ただいまから私が質問を行いたいと思います。

まず質問の前に、阿南、猪又両副市長、就任おめでとうございます。特に阿南副市長は大分の方ですから、別府の昼、夜の顔をしっかりと御存じでしょうけれども、猪又副市長、ここに何年かおりましたら、多分別府に住みたくなるすばらしいまちでありますので、ぜひ、両副市長とも長野市長を支えて、しっかりとこけないように支えていただけて、行政運営に努めていただきたいな、そのように思います。

早速ですけれども、教育行政、まず教育委員会改革について質問をさせていただきます。

まず、今回、60年ぶりに教育委員会改革が行われました。この改革を行わなければいけなかった理由は多々あるのですけれども、この諸事情、さらには時代にマッチした今の教育委員会はどうかというような問題が多々あったのではないかな、そのように私は思っております。特に第2次安倍内閣のときに、2013年に起きました大津市のいじめ自殺事件を契機に、当時のこの大津市の教育委員会の対応が、多くの皆様方、それから僕らも含めて市民の皆様方、これでいいのか、これが教育委員会のあり方かというふうな状況でありました。それは、まず間違いなかったかと思えます。今回、それを契機にこの教育委員会改革を見直す動きが本格化しました。

今回、教育委員会の最終的な決定権を教育委員会から自治体の首長、つまり別府市の市長に移す可能性もありましたけれども、結果的には引き続き教育委員会が最終的な決定権を持ち、同時に市長の権限も強化する方向での改革が行われました。この教育委員会制度は、今まで幾度かの改革があったと思えます。それはいろんな形でありましたけれども、2014年の地方教育行政法改正は、教育行政の責任体制の明確化を目的としての教育委員

の選出方法に関連して、新教育委員長と教育長を一本化することになりました。これは、教育委員会を代表する教育委員長と実際に事務を執行する教育長との関係がわかりにくいという批判も出たように私は思います。

今回の改正法では、教育長の選び方も変わりました。今回の教育委員会改革では、教育長と教育委員長の果たしてきた役割を新しい教育長に一本化し、人選も一般の教育委員とは別に、一般の教育委員は任期4年、教育長は3年、市長が任期のうち1回は直接任命をするということになっております。しかしながら、国との関係は大きな変化がないのではないかなと思います。地方行政の責任者である市長と教育長が、教育委員会のつながりがさらに強くなることを望んでいるし、そして、さらに話し合っ、そして腹を割って別府市の教育をどのような形に持っていくのかということも大事ではないか、そのように思います。特に教育行政の透明化、教育環境の充実、責任の明確化、権限と責任の一致、さらには市長の掲げる政策と一貫する教育行政を企画推進する強さになることで、開かれた教育行政を期待いたしております。

この点につきまして、教育行政をつかさどる教育委員会としては、この新しい制度をどのように考えているのかお答えください。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答え申し上げます。

今回の制度の導入によりまして、教育行政の責任がより明確化されます。また、常勤の教育長が責任者となりますので、学校現場や市長との連携をよりスピード感を持って迅速に教育行政の推進に努めることができるものと考えております。

○18番（松川峰生君） 学校と教育委員会の関係は、地方教育行政法の第33条で、そのままの状態、そのまま残るということになっておりますけれども、この教育委員会と学校の関係の規定は、改革前後で余り変更はない、そのように思っております。事務局についても、それを統括する人物が新教育長に移行するものの、全体の教育委員会の意思決定に基づいての事務執行がなされる点は、改正前とは、今の答弁のとおり余り変わらないのではないかなと思います。ただ、今後総合教育会議に何らかのかかわりを持つことが予測されます。このことにつきまして、学校現場ではこの改革をどのように受けとめているのかお答えください。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

特に児童生徒の安全に関する緊急事態に対しまして、教育長が、市長と素早い連携を図りながらより迅速に対応できることは、現場の教職員といたしましては、これまで以上に大きな支援を受けることになり、安心して日ごろの教育活動に取り組めるものと期待をしているところでございます。

○18番（松川峰生君） ここで留意しておきたいことは、この総合教育会議は決定権を持つ執行機関ではない、そう言われております。そうなっております。もし教育委員会の権限に属する事務と市長の権限に属する事務で調和を図れなかった場合、つまり話が合わなかった場合、市長と教育委員会のうち権限を持つほうが最終的な意思決定を行うこととなりますが、このような理解でよろしいですか。答弁を。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） はい、そのとおりでございます。

○18番（松川峰生君） 例えば、全国学力学習状況調査の、先ほども市原議員からも少しありましたけれども、その結果について意見交換して、総合会議で市長はこれを公表したい、しかしながら、教育委員会はなかなか公表に踏み切れないというこの不協和音。つまり、一回某県でありましたよね、知事さんは公表したい、だけれども、教育委員会はなかなか賛成ではなかった。結果的には知事さんが折れたような感じだったのですけれども、そのような場合、教育委員会としてはどのように市長との調和を図りますか。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

全国学力学習状況調査の結果公表の例でございますが、御指摘いただきましたように、最終的には教育委員会の権限になると思います。総合教育会議の結果、市長と教育委員会との間で意見が異なる場合は、改めて教育長と市長、あるいは教育委員会と市長など、何度も議論を重ね、共通理解を得るような形で意見集約をしていきたいというふうに考えております。

- 18番（松川峰生君） そうですね、基本的には子どもたちに格差をつけないということも教育の一環だろうと思います。しかし、先ほど市原議員の中で、平成26年度に関しましては、別府市の子どもたちの学力テスト、大分向上したようにお聞きいたしました。上がってくると問題はないのですけれども、やはり下がってくると保護者においても、うちの子ども、うちの学校はどの程度のものなのかという疑念や疑問が出てくると思います。そういう状況にならないように努めることも大事である。そこまで市長に公表させるというような状況にならないことが一番ではないかなと私は思っております。

そこで、さらにいじめ問題など緊急な場合が発生することがあるだろうと思うのですね。そのときに、なかなか教育委員会を、総合教育会議を開いてやるというような時間、緊急性、いろんないじめの事件の中で問題は、対応が遅いということをよく言われるのですね。もちろん今回の改正では市長と教育長が話し合っ、会議を開かなくても事前に物事を進めることができるとなっておりますけれども、教育委員会としては、どのようにこの件については認識していますか。

- 次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

緊急事態発生時には、できる限り迅速に会議を開催するよう努めなければならないものと考えております。ただ発生直後には、市長と教育長が直接協議しながら対応していくことになる場面もあると思います。直ちに会することができなくても、教育長と教育委員とは別途緊密な連携を図りながら対応していかなければならないものと認識しております。

- 18番（松川峰生君） 今までは、よくいじめ事件もろもろのときに、記者会見、その他は、教育長さんを初め学校の執行部、教育委員会の皆さん、もちろん学校では校長先生がインタビューを受けます。今回、恐らくこういう問題があったら、教育長はもちろんのことですけれども、市長までそういう答弁をしなくてはいけない状況になってくるだろうと思うのです。もちろん市長が責任者ですから、そういう状況にならないことが一番だろうと思うので、いろんな状況、いろんな変わったこと、即教育長のほうから市長と話をしながら、そういう状況にならない、お二人のコミュニケーションの重要性、そのコミュニケーションを持たせるためには、教育長を支える教育参事を含めて教育委員会の皆さんが、即「報・連・相」を徹底することが重要ではないかな、私はそのように考えております。しっかりとその辺を含めながら対応していただきたい、私はこのように思います。

さて、教育長、新しくなりましたけれども、これまでの教育長とどういうふうなところで新旧の違い、教育長の特徴といたしますか、それがあればお答えください。

- 次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

新教育長は、これまでの教育委員長と教育長を一本化したものとなりますので、具体的な事務執行の責任者であるとともに、事務局の指揮監督者でありますので、教育委員会の会務を総理する代表となります。

- 18番（松川峰生君） 今の答弁の中で指揮監督という、「指揮監督者」ということで、今までなかった言葉だろうと思います。さらに教育長の責任が大きくなるというふうに思われます。しっかりとですね。一番大事なことは、1つの物事を進めるためには1つの連携が重要です。対応が早いこと、いろんな問題の対応を素早くやること、それが一番求められるところではなかろうかなと私は思います。

そこで、教育委員会の実務として、今までやってきた教育委員会の仕事、それと今回の

この仕事は大きく変わるのか、あるいは変わらないのか。その辺についてお答えください。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） 教育委員会の実務を執行するに当たりましては、今まで以上に市長部局と連携を深めていかなければならないものと、そのように考えております。

○18番（松川峰生君） もちろんそのとおりであります。ただ、市長部局が教育委員会との今回初めてこういう部局とのコミュニケーションがあっても、基本的には教育委員会がしっかりとってあげなければ、執行部はなかなか難しいと思うのです。持っている仕事が目いっぱいだろうと思うのです。その辺、やはりこれからなれてくるけれども、そこまで持つていくためには、しっかりとお互いに連携し、特に参事は市長部局におったことだし、その辺、あなたの仕事だろうと思うので、しっかりその辺の連携をとって、どんなことがあろうとも連携をして、この別府だけにはコミュニケーションをとるといような最高の状態で緊張感を持ってやっていただきたいな、そう思っております。

次に、この制度改革で別府市の教育委員会が今後どう変わっていくのか、そして、どのように変えたいと思っているのか、お答えください。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

これまで市教育方針、教育課題の解決・解消並びに教育施策等につきましては、市長部局と協議連携を図ってきたところでございます。この新教育委員会制度の実施により、教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築並びに今まで以上に地域の民意を代表します市長との意向が強く反映される市長部局と、より迅速かつ強固な連携のもとで新しい教育行政が推進されるものと考えております。

○18番（松川峰生君） 今答弁いただきましたように、今回のこの制度、実際実務はそんなに大きく変わらない。教育委員会の中でもそう大きく変わらない。学校現場においてもそんなに変わらない。だけれども、今までと一番違うのは制度が変わったこと。この中身をしっかりと教育委員全体で把握して、全体で共通認識を持って取り組むことが一番重要である。別府の中から大きな事件を起こさない、そして、いじめ等もされない。さらに教育長を中心に皆様方が考えたこと、現場の学校にどれだけ浸透させていくのか、そして、市長の意見をどのように反映させていくのかということが一番重要ではなかろうかなと私は思います。

前議会でも野口議員のほうからも、この教育委員会改革について質問がございました。長い時間ではなかったのですが、皆さんの答弁の中でもはっきりとしっかりとやっていくというような認識の答弁がございました。これからもこの制度をどうして生かしていくかは、皆様方のやり方と熱意だと思うのです。形ではなく、実際どうするのか。別府の中の子どもたちをどのように持つていくのかというのが、皆様方の今後の努力だ、そのように思っております。しっかりと市長と力を合わせて新しい別府の教育委員会制度をつくっていただきたいな、そのように思います。

最後の質問になりますけれども、一つ危惧するところは、現在教育委員の皆様、大変任期が長うございます。ちなみに、今、教育委員の一番長い方で、出入りは別にして、およそ何年ぐらいされている方がおられますか。わかれば教えてください、何年ぐらい。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） 今、データを持つておりませんが、十数年になられると思います。

○18番（松川峰生君） これは少し長過ぎる。人がいなかったのか、それとも選ぶときになかなか、何かあったのかということで、私は、新しい制度になりましたので、今、教育長を除いたら4人の委員がおられると思います。この方たちといいところで、いい時期でしっかりと話をさせていただいて、4人が一遍にかわるとなかなか難しい、教育委員会のことは難しいと思うので、一遍にかえると難しいけれども、例がいいかどうかは別にして、参議

院のように半分かわって、次に2人が残っている。そして、次のまた何かの改選のとき半分かわるといふようなとり方をとったらどうかと思うのですけれども、どのように教育委員会は考えていますか。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

今回の法制度の改正では、新たに任命された委員のうち、任期は2人は4年、1人は3年、1人は2年とするような特例が設けられており、委員が一斉に交代しないような仕組みになっております。

なお、任期はこれまでどおり4年ということになっております。

○18番（松川峰生君） すると、先ほど私が言ったように、今後そういう形、交代で基本的には、しかし、これは人がいないとできませんので、基本的には今、重岡さんが言ったような形で教育委員会は進めていくという理解でいいですか。確認。

○次長兼教育総務課長（重岡秀徳君） はい、そのとおりでございます。

○18番（松川峰生君） るる、ながして御答弁をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、しっかりと未来ある子どもたちのために取り組んでいただきたいなと思います。私は、1990年以降の地方分権改革では、国の関与はそのまま見直され、地方は独自の教育改革も、こうした動きを促進し、より地域の実情に応じた行政が行われることを、教育行政を行うことを期待するものであります。今後は、国は地方の取り組みを支援する役割を一層求めることとなりますが、子どもたちに身近な地方の行政が、普遍的な共通の教育を保障する必要性も踏まえて、子どもたちの最善の利益を実現することが、この改革の基本と考えます。さらに児童生徒が安心して教育を受ける環境の充実を図ることが、教育委員会の使命だと思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

課長が答弁しましたように、この新しい教育委員会制度の施行によりまして、市民の総意でございます市長が教育政策、あるいは教育課題に直接に関与できるようになります。これからは市長と教育委員会とが、これからの講ずべき教育政策並びに教育施策等に関する方向性を一致して責任を持ち、子どもたちのための教育行政が迅速かつ機動的に執行できるものと思っております。

○18番（松川峰生君） 今、教育長がおっしゃるとおりだと思います。どうぞこれから市長部局としっかりと、市長とコミュニケーションをとりながら、さらなる別府市の教育委員会が発展し、そして、別府市の児童生徒たちが安全で、そして教育環境の充実を求めて連携できることをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、給食費滞納についてでありますけれども、まず、成長期の子どもの栄養摂取に必要な不可欠な給食を提供する給食費は、基本的には受益者負担が大原則であります。その給食費を、払えるのに滞納する保護者がいることが危惧されています。

そこで、別府市の直近2年間の小中学校の滞納総額はどのくらいあるのかお答えください。

○スポーツ健康課参事（中山 啓君） お答えします。

給食費の滞納額は、小中学校合わせまして、平成25年度は329万7,416円、対前年比では85万1,249円の減、平成26年度は321万2,407円、対前年対比では8万5,009円の減額となっております。

○18番（松川峰生君） 給食費は、小学校が今4,500円、中学が4,800円だと思います。それから見ますと、人数も額から見ますと、恐らく個人、少ない滞納、例えば小学校の平成25年度の滞納額256万3,600円、これを見ますと、滞納率0.85、滞納人員が実は94人となっているのですね。ということは、1人の方の滞納額が莫大に大きいというふうに見えます。

そこで、この給食費4,500円、4,800円というのはどのような価値のあるものか。私に

言わせますと、小学校の4,500円、月から金曜、月20回としたときに約230円、中学校で4,800円ですから240円。

実はここで少し話はずれますけれども、240円で1食をつくろうと思ったら大変なことです。森議員、それから私、それから阿南、猪又両副市長も多分自分でつくっていると思います。(笑声)いかがですか。御答弁は要りません。240円で作ろうと思ったら大変です、本当。答弁が難しいぐらい。実践している私が言うのですから、間違いありません。先ほど、竹内議員も聞こうと思ったけれども、竹内議員、きのう、平野さんに聞いたら、竹内議員はお母様がつくっているから聞かなかった。それほどこの240円、230円で作る栄養士の皆さんの努力がいかなるものかということをお願いしたいわけですね。それを、わけがあればいいけれども、ない。この滞納するということが問題ではなかるうか。

それと、実は私は知らなかったのですけれども、この給食費には不納欠損がないのですね。この10年間で別府市だけで数千万の滞納がずっと積み重ねられています。それは皆様方のせいではなくて、歴代、ずっと聞きましたら、平成17年ぐらいからずっとその額が残っている。ということは、ずっと昔からあったと思うのですね。

今後、この取り組みについても、しっかりとまた総合教育会議でも市長と一緒にしながらこの件、してもらわなくてはいけないと私は思うのでありますが、そこで、今回、この滞納の理由を教育委員会はどのように考えているのか、また、各学校間の開きはどのようなものになっているのかお答えください。

○スポーツ健康課参事(中山 啓君) お答えします。

滞納理由としては、主には経済的な状況です。その方々には給食費援助制度の利用を勧める場合もありますが、各家庭の個別的事情がありまして、現実には滞納額が発生しておりますし、また議員御指摘のように、滞納額が学校によって開きがあるのは事実でございます。

○18番(松川峰生君) ここに、データを忙しい中つくっていただきまして、ありがとうございます。それを見ますと、別府市の滞納の率は、大分県の14市の中でどのくらいかというのが出ています。すべての市から出ているわけではないのですけれども、例えば滞納率は、0.5未満が小学校では8市、平成24年度、25年度で6市、26年度で6市。中学は0.5未満、滞納率ですね、6市、6市、5市。0.5から0.75、25年で1市、26年で小学校2市。0.5から0.75、中学でいよいよ別府が出てきます。別府、別府。私は低いほうだなと思ったのですけれども、実際を見ますと、別府は滞納額が高いほうなのです。これは、今事情は参事が答えたことも多分含まれているだろうと思うのです。その辺のところも踏まえながら、それぞれ各学校の滞納の取り組みというものも報告を受けていますけれども、それぞれ他市も別府市も変わりません、変わっていないと思う。その中で、別府市の中でも滞納のない学校がありますし、滞納のある学校、どちらかと言うと滞納のある学校のほうが多いと思います。

そこで、この滞納のない学校の取り組み、もし事例があればぜひ課長、答弁をください。わかっている範囲で結構です。

○スポーツ健康課参事(中山 啓君) お答えいたします。

滞納のない学校につきましては、それぞれの給食担当者のベテランの職員を配置して、各学校におきまして校長、教頭、担任等の構成されるメンバーで情報を共有しながら保護者連絡等の対応をしております。滞納がないような現実を頑張っておっております。

○18番(松川峰生君) そういう滞納のないところの学校、校長というよりも、恐らく事務の方の御努力が多いのだろうと、私はそう思います。ぜひ何かの機会ですういふところの方たちに、そういう滞納の少ない学校、それを実践する事務員の皆さんに、そういう研修会などで実践的報告などの取り組みを一回お聞きになったらどうかなと思います。滞納は

ゼロになることが、いいことはゼロが一番いいのですけれども、なかなかゼロに持っていくことはすべては難しいと思います。

ただ1点言えることは、現実として今、別府が約0.8、0.7、極端なことを言いますと、100人の子どもさんがおったら、約1割の子どもさんがもし給食費を払っていなかったら、残りの方たちで100人分をつくるというのが現実だろうと思うのです。このつくる方たちの努力を感じたときに、やっぱり精いっぱい努力をするべきだろうと思います。そして、やはり一回教育委員会の中でこの滞納、特に給食費の滞納についてどういう議論がなされたのか、どういう議論をしたのか、校長会ではどのような話があったのかということ徹底して審議するべきだろうと思いますので、ぜひその辺のところもしっかりとまた取り組んでいただければな、そのように思います。

そこで、今後の対応についてですけれども、この滞納をなくす具体的な方法、これが絶対だということはないと思いますけれども、その中でも今考えていること、やっていること、今後取り組む方針、あればお答えください。

○スポーツ健康課参事（中山 啓君） お答えいたします。

議員御指摘のように、滞納額、滞納率を減らすためにも、毎月の納入状況を把握し、毎月の納入がない場合には納入文書、さらには未納が続く場合には督促状を発送しております。また、御指摘がありましたように、滞納の少ない学校の担当者の日ごろの取り組みを各学校へ伝達、指導ができるような担当者会議、研修会などを今後開催していきたいと思っております。

○18番（松川峰生君） ぜひ、今、参事が言ったことを実践してください。実は8月18日に某新聞にこのように出ております。「給食費、未納なら天引き、児童手当から。政府・自民検討。政府・自民党は、公立小学校・中学校の給食費について未納があった場合には、保護者の申し出がなくても児童手当から強制的に天引きする仕組みを検討する。給食費の未納が各地で相次ぎ、食事の量や質を落とさざるを得ない状況も生まれているために、抜本的な対策が必要と判断した。2016年の通常国会での関連法案改正を目指す。学校給食は、自治体と学年によって差はあるが、月4,000円から5,000円程度。未納が続く生徒への給食提供を取りやめようとした自治体が出るほど、問題は深刻化している。自民党行財政改革推進本部の要請を踏まえ、文部科学省や内閣府などが検討に入った。現行の児童手当法には、保護者の申し出がなければ給食費や学用品などの費用を児童手当から差し引ける制度がある。自治体の約3割は、同制度を使って料金を徴収しているが、保護者の申し出が前提となっているため、未納対策としては現在のところ限界がある」というような意見が出ております。国としてもやはりこれは大きく関与しているのではないかな。

大分県だけでも、もらった資料だけでも、足したときにすごい金額になりますよね。先般、いつだったかな、福岡県が、年間の給食費の未納、平成25年度か何かで、もし間違ったら別なのですけれども、私の記憶では1億円あったと聞いています。政令都市ですから、人口も違いますので、それだけ大きく膨れ上がる前にどのような、つまり不公平感があってはいけないなと思っております。

最後に、教育長からこの辺について御答弁をいただければと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

学級担任をしておりますと、自分のクラスの子どもの中に給食費の未納の子どもさんがいるとき、給食費を払っていないのにみんなと同じように食べる、このつらさと罪悪感みたいなものを感じますと、もう少し保護者の方に教育に対する責任と、自分の子どもに対する思いやり等、やや乏しいようなことが考えられます。どうか、この不公平感がございませうけれども、それぞれ家庭の事情がございませうけれども、もう少し我が子に対する思いやり、そしてまた教育に対する支え等を理解してもらいながら、子どもたちの教育環境を

改善してまいりたいと考えております。

- 18 番(松川峰生君) 今、教育長の答弁を聞いたら涙が出そうな、本当に私もそう思います。子どもには罪はないのですね。子どものことを考えたら親御さんが、保護者がしっかりとそれを対応すべき。何かあれば、日本にはいい制度があります。保護制度、準保護制度、就学制度、いろんなものがありますから、そのところを、御苦労も多々ありますけれども、しっかりと今、教育長がおっしゃった取り組みをしていただきたいなと私は思います。特に今、教育長から答弁がありましたように、保護者の不公平感を少しでも解消したいとの発言がありました。もちろん私も同感であります。ぜひ今後とも教育委員会の強い指導と学校全体で滞納対策に取り組むべきと考えます。

また、総合教育会議でこの給食費の滞納について、市長を含め皆さんでしっかり議論をしていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、スポーツ観光についてであります。

スポーツ観光、これはどこの都市でも、市でも県でも取り組んでいる状況でありますけれども、私は、よく別府市のスポーツ観光、恐らく大分市よりももしかしたら上かもわかりませんが、その自負があります。それはどうしてかといいますと、私自身は水泳をしていますけれども、実は 47 都道府県、県営プールがないのは大分県だけです。別府の青山プールがなかったら、水泳競技はないです。しようと思えば隣の県に行かなくてはできない。なぜかという、公認プールが、別府市のおかげで公認プール、公認料を別府市が払って公認プールにしているからです。それだけ水泳に関しても、このプールがいかに大分県の水泳界の牽引者であるということと、水泳する選手たち、そして県下の水泳界の皆さんは、大変感謝しています。

私も実は 12、13 日、和歌山の国体のほうに久しぶりに、10 年ぶりに行ってまいりました。応援もさせてもらいました。大変県の選手団、頑張っておりました。今回、点もとりまして、なかなか厳しい中でも頑張っている人を見ますと、すごいなと思いました。

それから、アリーナについても、あれほど立派な体育館はなかなかないです。一番いい例が、なぜ別府の施設がすごいかといいますと、例えば九州ブロックの九州高校総体とか、あるいは県体とか、例えば競輪、別府しか競輪場はないですから、プールも青山しかない。バレー、バスケット、フットサルでもその体育館を使う。これだけのいい施設を生かさないわけにはいかない。いかに使うかということが大事ではなかろうかなと思います。

そこで、現在、大会誘致の現状について。2 年間、直近についてお答えください。

- 観光課長(河村昌秀君) お答えいたします。

平成 25 年度は、全国大会 20 件の開催で、参加人員 2 万 4,950 人、西日本大会 20 件の開催で、参加人数 9,890 人、九州大会 54 件の開催で、参加人数 1 万 5,630 人、県大会 144 件の開催で、参加人数は 2 万 7,520 人、合宿は 37 件、参加人数 3,732 人です。合計 275 件の開催で、8 万 1,727 人の参加がありました。平成 26 年度は、全国大会の開催が 26 件の開催で、参加人員が 1 万 8,134 人、西日本大会 21 件の開催で、参加人員 1 万 4,651 人、九州大会 63 件の開催で、参加人員 2 万 4,828 人、県大会 140 件の開催で、参加人数は 3 万 2,404 人、合宿は 40 件、参加人数 4,929 人です。合計 290 件の開催で、9 万 4,942 人の参加がありました。

- 18 番(松川峰生君) すごい参加人員で、これはやはり私が想像したよりもすばらしいことだ、そのように思います。特に 25 年度よりも 26 年度が伸びているというふうな状況、大変これは立派なことだと思います。今後ともやはりスポーツ観光は、これから大いに期待でき、それから伸びる大変いいマーケットだろうと私は思います。特に今ジュニアから育成するスポーツが大変ふえています。例えば今回ワールドカップラグビーもあるし、東京オリンピックもあります。これからジュニアからやっていかななくては難しい競技も実は

あるのですね。

それと、どうしても少子化ですから、保護者の方が1人の子どもさんにかかるこういう習い事ですね、こういうところにも非常にお金をいい意味でかけていただいていることがあります。

それから団体競技、私はほかの競技は余りよくわからないのですが、団体競技の場合は、別府に来て、試合が例えば2日目ならいいけれども、来た次の日に試合があって、負けたら大体帰るのではないかなと思いますけれども、野口議員、野球なんかはどうなのですかね。「帰りません」と呼ぶ者あり)はい。というような答弁で、ありがとうございます。必ず2日、3日おるといような状況だというふうに思います。すると、この人数がふえてくるというのが状況なのですね。

それと子どもたち、この選手たちが普通のお客さんと一番違うのは、宿泊しても自分たちで全部お茶碗、御飯もつぎますし、それから恐らく大学の選手たちは、自分で布団を多少、例えばサッカー、ラグビーは汚れるかもわからぬけれども、自分たちで処理するだろう、そのように私は聞いております。あるサッカーチームが、鉄輪の旅館の方に聞いたら、確かにお風呂とか玄関を上がるとき、寝室は汚れるのですけれども、全部自分たちがやるので、人手は要りません。そう考えたときに、結果的には非常にありがたいことだというふうに私、いただきました。うれしいな、そう思っております。

そこで、あらゆる大会が来るためには、別府市もそれ相当の御努力、厳しい経済状況の中から補助金を捻出していると思います。その補助金についてどのような形になっているのかお答えください。

○観光課長(河村昌秀君) お答えいたします。

別府市スポーツ大会等開催補助金交付要綱に基づき、本市で宿泊を伴う大会を開催する団体に対し、開催期間中の延べ宿泊者数50人以上100人未満の場合の2万5,000円から、1,000人以上の場合の50万円を上限として宿泊者数に応じた11段階の補助金額を交付いたしております。補助対象の大会は、25年度で全国大会が4件、155万円、西日本大会が9件、182万5,000円、九州大会が19件、440万円、県大会が2件、10万円、合宿が22件、192万5,000円。合計しますと56件、980万円のスポーツ大会補助金を交付いたしました。26年度で全国大会が8件、325万円、西日本大会が16件、345万円、九州大会が20件、452万5,000円、県大会が2件、15万円、合宿が18件、212万5,000円。合計しますと64件、1,350万円のスポーツ大会補助金を交付いたしました。

○18番(松川峰生君) 今聞きますと、前年度が56件、約1,000万、次の26年度が1,350万円、すごい金額ですね。これだけの方が、実際に泊まって補助を受けているというのが現状だろうということになります。

スポーツによってはなかなかいろんな、来るときに別府市の場合、実は競技役員が少ないのですね、あらゆる競技で。例えば水泳を例に挙げますと、別府市の九州大会、あるいはそのレベルの大会になりますと、競技役員はとてでもないけれども足りません。今、公認大会は、どの大会も有資格者がなければ大会を開けない。例えば国体の監督さん、2年前かな、変わったのは。監督になるためには、この資格がないと監督になれませんよ。昔のように経験だけではもう監督になれない、その資格を持たなければ。ということは、別府の場合、大きな大会をするとき市外から役員の方の先生方をお願いしなくては行けないのですね。もちろん水泳の場合ですと日田とか佐伯とか中津とか、遠くから来ていただきます。すると、朝早いので、とてでもないけれども、1泊してもらわないと間に合いません。そういうときになかなか運営費の中から出すのは厳しい状況があります。こういうときに本当にこの補助金は、どの団体も恐らく感謝でいっぱいだろうと私は思っております。本当に助かります。恐らく今言いますすべての競技団体はこの制度、他市があるかど

うかわかりませんが、別府市の場合、私はこの金額、大変有意義なものであろうと思います。これから財政措置もありますけれども、ぜひこの金額が上限いっぱいけるような選手が集まって、そして補助金を出すようなスポーツ観光でなければいけない、そう考えております。

そこで、この費用対効果についてはどのように検証していますか。お答えください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

平成25年度観光動態による宿泊者と1人当たりの消費額2万4,496円で計算しますと、25年度は、全国大会では22億9,961万1,720円、西日本大会で4億1,780万2,952円、九州大会で3億6,408万2,880円、県大会は749万5,824円、合宿で2億123万9,928円。合計しますと32億9,023万3,304円の費用対効果がありました。

なお、この年はインターハイが開催されたこともあり、全国大会の費用対効果が飛躍的に伸びております。

26年度は、全国大会で4億2,244万3,224円、西日本大会で2億6,373万624円、九州大会で5億2,004万1,912円、県大会で859万2,152円、合宿で1億9,716万568円。合計しますと14億1,196万8,480円の費用対効果がありました。

○18番（松川峰生君） 多くの費用対効果ですね。32億出ていますね、すごい。それから14億、すごい金額ですね。先ほど例えば補助金980万円に対してこれだけの金額が上がってくる。これが本当の費用対効果ではないかなというふうに思います。やはり今後ともこの金額がどんどん伸びるように、そして、行政だけではなかなか難しい。各種団体との関係、それから観光課がスポーツ団体、体育協会に行けばすべてスポーツ団体は登録されています。そこのコミュニケーション、1年間でどういう大会を別府で誘致しているのか、あるいはどういう選手が、どの程度の人数が来るのか、そういう把握もしっかり努めなければ先が読めないと思うので、今後その辺のところをどのように行政は把握しているのか、そして取り組もうとしているのかお答えください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

年度初めに各競技団体に対し1年間の事業計画や予算案、また役員名簿等を提出してもらっています。その中で年間の活動計画は把握できますが、大きな大会以外は、大会の要項や参加人数等が把握できていないのが現状でございます。各競技団体に対しては、大会の規模や宿泊の有無等によっては、先ほどから言っています別府市からスポーツ大会等開催補助金があることを、特に体育協会総会時には周知徹底していきたいと考えております。

○18番（松川峰生君） ついつい大きな大会に目が行きますけれども、例えばマイナーなスポーツになりますと、少ない人数でも、多分大きく来ているのではないかな。それから、人数が少ないから申請なんかも何人以上ある。しかしながら、小さな大会でももし泊ってもらえば、その費用対効果が出てきます。だから徹底して、もちろん今、課長が答弁していただいたように体育協会等の総会時に案内もありますけれども、しっかりとそのとき、用紙をつくってそれぞれ配っていただいて、どういう大会があるのか。また、こういう制度がありますよということを徹底して図ることが重要ではないかな、そのように思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、このスポーツ観光で別府を盛り上げていきたい、盛り上げたい、そのために今後どのような対策をとっていきたいのか、またどのように考えているのかお答えください。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

より多くの消費が見込まれる大会誘致をまず積極的に進めるとともに、大会等の観戦のため訪れたお客様に対しましては、観戦だけではなく別府の魅力を満喫していただけるようなアフター情報の提供やエクスカージョン等の充実を図って、皆様から愛されるまちづくりを目指していきたいと思っております。

○18番（松川峰生君） 今答弁がありましたように、アフター情報の提供、エクスカージョンの充実。最初のときに、私、和歌山国体に行きましたけれども、行ったらがぼっと、たまたま水泳関係の人、いろんな袋をがぼっといただいたのです。中をあけてみたら、観光の資料ばかり。夜の観光から食事から、すごいですよ、もうすごい。そこまで行こうと思っただらすごい時間がかかるところ。でも、それだけせっかく来たお客様を、悪い言葉で逃がさない、また観光してもらうということが大事なので、いろんな大会があったときに別府のそういう、例えば飲料のマップなんか配ることがあるだろうと思うのですね。それと同じようにいろんなことを情報提供して、例えば旅館組合さんとか観光業者に持ってきてください、忙しければ持って行ってくださいというような状況にして、少しでもお客様に別府を知っていただく。そしてまた、せっかくスポーツで来たのだけれども、1泊余分に別府をもっと観光をしていただきたいというようなことも。あわせて一緒に取り組むことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、パークゴルフ場についてお伺いしたいと思います。

今回これを取り上げましたのは、実は3月にパークゴルフ場ができましたけれども、パークゴルフをする方がうちの町内におります。何人かおるのですけれども、球が入ってくるので、議員さん、いつあれが全部よくなるのですかというのが、ちょっと今回の走りだったのですけれども、まずは今回、パークゴルフ場の現状はどのようになっていますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

現在、ゴルフ練習場からボールが飛来するために、B2とB3とB4の3ホールを閉鎖し、B1とB5とB6の3ホールを2回回ってもらい、18ホールを維持しています。

○18番（松川峰生君） ということは、3つ今のところは使われないという状況でいいですね。はい。

このパークゴルフ場、今答弁がありましたように、使われないという状況なのですが、現在、その経緯について簡単に説明してもらえますか。

○公園緑地課長（生野浩祥君） お答えいたします。

実相寺パークゴルフ場は、平成24年度と平成25年度の2カ年で整備工事を行いました。当初は平成26年9月オープンを予定しておりましたが、隣接のゴルフ練習場によります防球ネットの設置工事が行われました。このため、本年の3月15日にオープンということになっております。

この防球ネットの改修工事につきましては、利用者の安全確保等に関する協定書に基づいて、ゴルフ練習場が1億円以上かけて工事を実施したもので、別府市のほうからは1,000万円の負担金を支出しております。また、防球ネット工事の内容につきましては、延長約120メートルの区間について、既存の高さ約20メートルの防球ネットを高さ約40メートルの防球ネットに改修したものであります。現状といたしましては、約40メートルの高さに改修したネットと既存の高さの防球ネットの上のすりつけの区間ですけれども、この部分から恐らく先ほど答弁がありましたように、3つのホールに対してボールが飛来しているのだというふうに思われます。以上、こういった状況であります。

○18番（松川峰生君） 今、答弁いただきました。問題は、別府市も議会を通して約1,000万の負担を出した工事の中で、1つだけ教えていただきたいのは、なぜこの工事ですこまでやって、まだやった後、球が入る状況になっている、その経緯、その理由についてをしっかりとってもらわないとわからないので、部長、そこについて、あなたが答弁してください。

○建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

隣接防球ネット安全対策工事につきましては、協定書に基づきパークゴルフ場利用者等の安全を確保するため、実際に実施に当たりまして、ゴルフ練習場と別府市、双方信頼関

係のもとに飛球のシミュレーションや防球ネットの構造、工事進捗状況など、その都度協議を行ってまいりました。その後、予定どおり本年3月に工事が完了いたしました。このような状況になることは、お互い全く想定しておりませんでした。

○18番（松川峰生君） つまり今、部長の答弁では、よく使われる言葉で想定外ということではないですか。

○建設部長（岩田 弘君） そのように理解してください。

○18番（松川峰生君） はい。過ぎ去ったことは仕方がありません。これから、これが本当に本格的に球が入らないようにしてもらうために、もう市長が変わりました。しっかり教育委員会、今、こちらのほうに移管されています。この問題、必ずやらなくてはいけないのですよね。今の状況では、さっき言ったスポーツ観光にできないのですよ。もしけがでもあったら、そこをどのような形で今、相手方とこの話を詰めているのか。わかる範囲で結構です。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

ゴルフ練習場と別府大学との防球ネットの協議については、現在話し合いを進めています。ともに防球ネットをつけていただけるように今お願いをしているところでございます。できるだけ早い段階で完成できるようにお願いしています。

○18番（松川峰生君） 少なくとも、私は多分これはもう最後市長が行かなくては、なかなか難しい状況ではないかなと思います。

最後に市長から御答弁いただきますけれども、御苦労も多いかと思えます。教育委員会も、本来はすべて完璧にして建設部から教育委員会に行くところ、こういう状況になったというつらさもわかりますけれども、実際もう所管が教育委員会になっていますので、しっかりとその辺のところを早目に相手方と協議して、すべてきれいな形で早くオープンすることを願っておる次第であります。

市長の答弁を最後にいただきますけれども、今後、それがすべて解消したということの中でこの稼働率、施設の稼働率をどのように上げていくのか、そして、どのような対策を考えているのかお伺いします。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

すべての施設整備が整い次第、新しいスポーツ観光資源として関係機関に働きかけ、関係各課と連携し、誘致活動を進めていきたいと考えております。

○18番（松川峰生君） 大きな資財を投入してできたこのパークゴルフ場、私も委員会何人かに、当時の建設水道委員会で見学に行きました。そのとき一番びっくりしたのは、打ちっ放しの球がたくさんあるのでと思ったら、ものすごい量だったので、今でもお聞きしますと、相当やっぱり入ってくるみたいなのですね。これだったら、もし事故でもあれば、確かに打ったほうの責任かわかりませんが、施設者としての責任も出てこようかと思うのですよ。これを早く解消して、一日も早く解消して、そして本当の別府のスポーツ観光の目玉になるような取り組みが必要だと思うのです。

最後にお聞きしますけれども、このパークゴルフ場の今後の方針、それからこの対応をどのように市長は考えているか、そして市長のお考えと取り組みについてお答えいただければと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

多額の費用をかけて現在も使用できていない、フルに使用できていないという状況を考えたときに、大変に皆さん方に申しわけないという思いがいたします。ただでさえフルにスポーツ観光施設として活用ができたとしても、ランニングコストがかかりますから、大変にすべての改修というのは、年間のランニングコストを考えたときには厳しいかなというように思いもある中で、これは、しかしながら、できたものはフルに活用して、一日も

早くこのいわゆる施設をフルオープンをさせていくということを努力していかねばいけないというふうに思っております。

過去の経緯の中で、まずは別府市のゴルフの練習場といわゆる別府大学側に対しての、それぞれに対しての初動が少し悪かったのかなということを私自身は感じております。いわば後で入っていくものが、まともなしっかりとした御挨拶なしに「ボールが入ってくるではないか」というようなことに対して、それぞれ感情を害していたのではないかとこのように考えております。

それで、先般、教育長とゴルフ練習場にお伺いをさせていただいて、今までの経緯についても確認をし、まずはおことわりをさせていただいて、今後については別府市としても最善の努力をしてみたいと思っておりますし、ぜひお隣さんですから、仲よくこれからはお願いしたいということで謝罪をし、また、今後についても話し合いをさせていただきました。快く、今後については仲よくやってみようというような趣旨の話をさせていただいて、感情的なもつれについてはなくなったのかな。隣の別府大学につきましても、防球といいますか、ネットが若干低いという状況がある中で、これについても今協議を鋭意進めているところでございます。球数自体はそんなに多くはないのですけれども、ゴルフ場ほどは多くないのですけれども、飛んでくる球がことごとく車等に当たっているという状況がありまして、これはやはり一日も早く解決しなければいけないということをおもっておりますので、今、なるべく早い解決をとということで鋭意別府大学側とも話し合いを進めておりますし、なるべく本当に早い段階で、一日も早い段階でフルにこれが活用できるような施設としてオープンに向けて頑張っていきたいというふうに思っておりますのでございます。

- 18番（松川峰生君） 前向きな答弁を、ありがとうございます。そして、御苦労も多いかと思えます。教育長と力を合わせて、今、市長がおっしゃったことを一日も早く解決していただいて、そして、あそこが晴れやかに多くの皆さんが御利用いただけるパークゴルフ場になることを期待して、私の質問を終わります。

最後に、税の滞納と徴収については、大変調べていただきまして申しわけありませんが、次回の議会ということでお許しください。

- 副議長（野上泰生君） 休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時15分 再開

- 議長（堀本博行君） 再開をいたします。

- 11番（荒金卓雄君） では、本日最後の質問になります。

初めに、質問項目の若干割愛を先に申し上げておきます。別府創生の取り組みの（4）5つのプロジェクト設置、これを割愛します。4番の別府市の鳥獣被害対策、これの（1）猿の被害と対策、これも割愛をいたします。

それで、ちょっと市長のほうに、大変恐縮です。これ、9月号の市報で、ちょっと通告なしで恐縮ですが、この市報の裏表紙にJRのデスティネーションキャンペーン、7月から9月までということで、もう今いよいよ最終章に入っておりますが、12日、13日の別府市の三大イベントが行われまして、晴天のもと、大盛況という報道がされております。「おんせん県おおいた」のやはり主役は別府だということを見事に示したイベントだったと思うのですが、それについてどういう成果、またどういう反響、またどういう取り組みだ、それだけちょっと市長のほうに御答弁お願いできればと思えます。

- 市長（長野恭紘君） お答えいたします。

今、議員言われますように、デスティネーションキャンペーンとあわせて「九州食の大宴会」、それから「井サミット」、それから「スライド・ザ・シティ」、この3つのイベン

トをビーコンプラザ周辺で全部行ったわけでございます。「スライド・ザ・シティ」におきましては、当初の見込みよりも倍近いお客さんが「スライド・ザ・シティ」、販売の実績だと思いますが、倍近いお客さんが来られた。全体で「井サミット」と「九州食の大宴会」合わせて約10万5,000人の、2日間で入り込み客があったということで、大変な経済効果があったのではないかというふうに思っております。

「スライド・ザ・シティ」につきましても、公道を封鎖して温泉を流すという、本当にまさに世界で初めての試みということで、「おんせん県おおいた」の主役は別府だということで、これは知事も認めていただいているところでございます。デスティネーションキャンペーンも別府が頑張らないと全体のかさが上がっていかないという中で、別府としてはこれが最大のお客さんを稼ぐという意味においては、非常に大きな期待があったわけですが、これも議員言われるように見事にその期待に応えることができたのではないかというふうに思っておりますし、また、今回は県警の皆さん方、県警や県のほうにお願いもさせていただいて公道を封鎖するという初めての、あれだけ大々的に封鎖したイベントというのは、今までなかったと思います。

今後もそういったいろいろな公道を使ってのイベントというものも、可能性の1つとして入ってくるのかなというふうにも思っておりますし、またこれからの別府の新たな観光戦略をしっかりと立て、デスティネーションキャンペーンが終わった後、いわゆるアフターDCと言われるものに関しても取り組みをしっかりとしたいというふうに思っているところでございます。

- 11番（荒金卓雄君） ありがとうございます。恐らく初めての試みということで、できるのかな、いやいや、こういう理由でできないというようなお声も、関係者の間からあったのではないかと思います。しかし、市長がおっしゃる、できない理由を上げるよりも、どうしたらできるか、こういうものの大きな実例といたしますか、私も市民の方から、こんなににぎわったのは、本当、久しぶりだ、市長がかかわって1つのこれはあらわれだなというお声を聞きました。まだデスティネーションキャンペーンが今月いっぱい。この市報にもありますが、「アルゲリッチ特別展」ですとか、また「混浴温泉世界」も、最後の仕上げの時期に入りますので、何としてもデスティネーションキャンペーンでの別府の存在意義を示していただきたいということを、最初に申し上げます。

では、項目に入ります。（「荒金議員は滑ったの」と呼ぶ者あり）私は……。べっぴょんが滑っておりましたのでね。では、最初のICTを活用した市民協働についてから質問をいきます。

今回、私のほうが、このICTを使った市民協働を取り上げようと思ったのは、実は市報の5月号に載りました市民協働事業。いわゆるフィックス・マイ・ストリートという事業の話聞いて、これはおもしろいなということを思って、実は私もフィックス・マイ・ストリート、ここの道路がちょっと損傷しているよということで情報をあげたりしたのですけれども、いずれにしましても市民協働というのが昨年、昨年の6月にはいわゆる市民協働のガイドラインとなります協働指針が策定されました。また、私たち別府市議会も、別府市協働のまちづくり推進条例、これを制定いたしました。改めて今後息長く取り組んでいかなければならない、この市民との協働の必要性、背景、これを再確認したいと思っておりますので、説明をお願いいたします。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

4月に施行されました別府市協働のまちづくり推進条例、これにございますように、少子高齢社会、人口減少、それから生活スタイルの変化など、私たちを取り巻く環境、これは大きく変わってきております。それに伴いまして地域の課題、これもますます多様化、そして複雑化しております。しかしながら、地方自治体の財源、人員は限られており、従

来どおりの公共サービスだけでは地域の課題に対応できなくなっている、そういう状況でございます。

よりよい地域づくり、まちづくりを実現するためには、市民と市が互いに手を取り合って取り組むことが、今後さらに必要でございます。市民と市、それぞれが自主性、主体性を持って責任と役割を分担し、互いの特性を尊重し、対等な立場で共通の目的を達成する。そのための連携協力、これが協働でございますが、その取り組み、これが必要とされている、そういう状況でございます。

- 11 番（荒金卓雄君） それの実例としまして、いわゆる ICT、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー、難しい言い方をしていますが、簡単に言えばスマートフォンまたタブレット、こういう今のインターネットツールを利用して、市民の皆さんに別府のまちづくりにかかわってもらおうということが、1つの実例としてできたわけですね。チェックするのは修理をする、治す。マイ・ストリートですから、私たち別府の自分の周辺の道路を修理しようと。それには、これまでは私も折々市民の皆さんから、御自分たちの周辺の道路の事情が、穴があいているとか、また側溝のふたが欠けて危ないというような情報をいただきまして、直接道路河川課に電話をして場所を説明し、状況を説明し、急ぐ必要があれば緊急で頼みたいと。少し時間を置いても大丈夫かなというときには、それなりの伝え方をして対応してもらっておりましたが、今回のフィックス・マイ・ストリートというのは、そういう電話等のやりとりを全く不要として、新しい、おもしろい取り組みだと思えます。まず、その仕組みを簡単に説明をお願いいたします。

- 道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

フィックス・マイ・ストリートとは、スマートフォンのアプリケーションを利用し、道路の破損などのふぐあい箇所を撮影、簡単なコメント等を入力し送信しますと、道路河川課のパソコンでどのような状況かとか、現地の画像が瞬時に確認できまして、24 時間対応できる、そういったシステムになっております。

4 月から運用開始しておりまして、今 69 件の投稿があった状態でございます。

- 11 番（荒金卓雄君） 新しいやり方ということで、今、課長がおっしゃったように、市民の皆さんが損傷した道路の状況にぶつかったときにどうするのかということが、今後の市民協働にかかわってくる具体的な場面だと思うのです。すぐ、危ないからということで市役所に電話を入れる、こういう積極的なケースもあるでしょうし、また通勤途中だった、目についたのだけれども、ちょっと申しわけない、連絡どころではないということもあるでしょうし、私たちのほうに、議員なんかに後で連絡があって、ちゃんと市役所に伝えておってねというようなことが、現在のたまかな対応ではないかなと思うのですけれども、実はそれがもうちょっとこの ICT のスマホのツールを使いますと、フィックス・マイ・ストリートを使うと便利になるということの、もう少し具体的なメリット、これを上げていただきたいと思えます。

- 道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

このフィックス・マイ・ストリートを利用することにより、電話での説明や書面での受け渡しがなく、24 時間いつでも市へ投稿できますということです。また、通報を受けたときとその後、補修などが完了したときの最低 2 回市がコメントを返すため、どのような対応をしているかを知ることができます。さらに通報者以外、どなたでも市の対応状況を確認することができるということがメリットだと考えております。

- 11 番（荒金卓雄君） そのとおりですね。まず電話でのやりとりがないということは、市民の側からも手間が大分省けます。確かに写真に撮ってメールで送るという作業はあるわけですが、電話でかけるのと比べれば格段にやりやすい。また、受け取る市の担当部署のほうも、電話でどここの場所ですということをおっしゃられても、なかなか幸町の何番

何号ですというところまですぐ見つけた方は言いにくい。また、穴があいていますというのも、その直径が二、三十センチなのか、1メートルぐらいあるのか。そういう状況もなかなかやりにくいのですが、これは写真ですばりいきますので、対応の早いほうがいいのか、少し待っていただいても何とかいいのかなという、そういう判断の目安にもなります。

また、一番いいのは、スマートフォンGPS機能が活かされて、メールを送ると地図上のどこの地点の写真だ、どこで撮ったのだという、これが伝わるのですね。ですから、その点、それもなおかつ市役所の8時半から5時までの開庁時間に限らず夜間でも、また土曜日、日曜日でも時間を選ばないというのがあります。それともう1つは、私もやってみて、あらっと思ったのですが、自分が送った情報だけが見えるわけではなくて、ほかの多くの方が並行して送っているその修理が必要なポイントがずっと地図上に見えるわけです。そのやりとりも、ある程度見えてくる。だから、そのメリットがどんどん発揮できるように、これを市民の皆さんにPR、また定着させていく、これを私はまず道路河川課の方をお願いしたいというふうに思います。これを、データを送った方に対しても丁寧に、送ってよかったなど、1週間以内だとか10日以内に治った。治れば、またメールで返事が市のほうから届くわけですから、確かに自分の言ったのが役立ったという、こういう両方にメリットがあります。だから、これを丁寧に、まずは市民の皆さんに定着をしていくようにどんどんしていただきたいと思います。これはもう、1つの例ですから、以上で終わります。

もう1つ今回、今ちょうど国勢調査が行われております。今回は「スマート国勢調査」という呼び方で、前回と違ってインターネットによる回答ができるというふうに市報にも広報をされています。このインターネットによる回答ができるというのは、どのような回答方法なのか、まずこれを、説明をお願いします。

○総務課長（月輪利生君） お答えいたします。

今回の国勢調査から、パソコンやスマートフォンなどインターネットから回答できるスマート国勢調査が行われるようになりました。回答期間は、9月10日から9月20日までですので、まさに現在回答期間中でございます。

皆様の世帯には、既に調査員によりインターネット回答用の調査対象者IDと初期パスワードが配布されていると思いますので、ぜひ国勢調査をオンラインにアクセスし、インターネットでの回答をお願いいたします。入力にかかる時間は、単身世帯ですと10分程度、4人世帯で20分程度となっております。

よろしく願いいたします。

○11番（荒金卓雄君） もう私も、実は12日の土曜日に済ませました。25分ぐらいかかりました。ちなみに、もう課長は済ませましたか。

○総務課長（月輪利生君） はい、私も一昨日済ませました。

○11番（荒金卓雄君） やはりこういうのは、率先して市の職員の方、またこういうことを知っている、また操作になれた方にどんどんPRを広げてやっていただきたい。

さっきの説明でもありましたが、要はこれまでは全世帯に国勢調査の書類を地域の国勢調査の調査員の方が、全家庭配布をしておりました。また回収の時期を伝えておいて預かりに行く。だけれども、インターネットは本当、我が家で済みますし、短時間で済みますし、自分の休みの時間にやればいい。今回は、インターネットで回答が済んでいるところには、従来の国勢調査の厚い書類をもう届けなくていいということになっておりますね。だから、そういうのでも、私もこれもいわゆる市民協働というものものの1つの捉え方、お互いに負担が減っていく、そういう実例だと思います。

ちなみに、インターネットを利用しての回答率をどのくらいと大体見ておりますか。

○総務課長（月輪利生君） お答えいたします。

総務省では、全国の約 5,100 万世帯のうち 1,000 万以上、約 20%の世帯がオンラインで回答するものと見込んでおります。本市でも、20%を見込んでおります。

ちなみに、本日午前の段階では、本市で約 12%との回答を得ております。

- 11 番（荒金卓雄君） もう現時点で 12%まで行っていると。20 日の日曜日までですから、あと 1 週間ぐらいですけれども、何とか 20%、20%とといいますと、別府市内が約 5 万 5,000 世帯、その 20%とといいますと、1 万 1,000 世帯がインターネットで回答していただければ、調査員の方の負担は大きく減る。これが、また継続して 5 年後に定着していけば大きな効果になっていくと思います。

いずれにしても、こういう ICT を使った市民協働という取り組みが、もちろん別府市だけで、別府市はむしろまだ序の口とといいますか、かかわりのところでいろんな自治体が先進的にやっております。

その中でも千葉県千葉市の市民協働レポート実証実験、いわゆる「ちばレポトライアル」というのが、平成 25 年に実証実験を行って発表がされております。私もそれを見まして、今後この ICT、スマートフォンやパソコンを使った協働の推進に ICT がどんどん生きてくるというふうに思いますが、市民協働の担当の自治振興課として、もっともって別府市の市民協働の取り組みの中に ICT をツールとして取り込んでいくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員御紹介の「ちばレポトライアル」、これは平成 25 年度に千葉市が実施したものでございます。この報告書を見ますと、参加した市民の約 70%が、「まちを見る意識が変化してきた」と答える成果を示しております。ただ一方、従来からの要望、それから苦情の受け付け、対応、それらと何ら変わりがないという部分も多くあったようでございまして、改めて市民、それから市職員の協働に関する意識改革、これも必要なのだと、この報告書では結んでおります。

別府市も、まず協働についてはその意識を持っていただく、これが重要だと考えております。来月には市民を対象といたしました研修の講座を開く予定としておりまして、昨年度から市民、市職員を対象にまずはその意識づけに努力しているところでございます。

議員御提言の ICT の活用ということでございますが、その利便性については、非常に私どもも認識しております。ただ、その有効性をいかに効果的に使うか、これをやはり市民の方々と一緒に協働で考えて導入を検討していきたい、このように考えております。

- 11 番（荒金卓雄君） そうですね、千葉市も平成 25 年の実証実験を通じて、今おっしゃったように市民の約 7 割がまちを見る意識が変化した、また、いろんな市民の皆さんからの通報が多く出てきているということで、平成 26 年から本格スタートしております。これはフィックス・マイ・ストリートが軸になっているようですけれども、それを千葉市流にアレンジをして、自分のところで市民の皆さんからのいろんな行政に対する要望また通報、そういうものを整理して、またそれをデータとして分析して活用ができるような仕組みにしております。大分大がかりな面がありますけれども、ぜひこの ICT を使った市民協働の活路を探っていっていただきたいということを申し上げまして、この項を終了いたします。

では続きまして、2 番目の別府創生の取り組みについてに移ります。

今、全国の自治体が、地方創生ということで、生き残りをかけた総合戦略の策定にかかっております。別府市は、10 月の末の提出を予定して、6 月 29 日に第 1 回がありました「感動・共創・夢」会議を土台にしながら取り組んでいるところであります。この「感動・共創・夢」会議に、結局市のほうから諮問をしているわけですね。今回の地方創生の 2 つの大きな軸となります人口ビジョン、今後の 10 年後、20 年後、30 年後の我が別府市の人口

の推移がどうなるか、またどういうところに別府市としての適切な人口というビジョンを持っていくか。それと別府市独自の総合戦略ということで、2本が答申の柱になるわけですが、この人口ビジョンと総合戦略の関連性ですね。これを改めてちょっとはつきりお答えいただきたいと思います。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

人口ビジョンの策定と総合戦略の関連性につきましては、まち・ひと・しごと創生法第1条におきまして、少子高齢化の対応、人口減少に歯どめをかける、東京圏への人口の過度の集中の是正が掲げられており、国においては具体的な人口の自然増に対する目標値とし、国民希望出生率1.8とし、人口の社会増につきましては、地方への流入目標10万人を掲げております。

県におきましては、人口ビジョンにおける自然増、社会増の積算の基礎は、国の推計値に対する人口比、人口置換水準を勘案して設定しております。よって、人口ビジョンは、目指す目標として捉えられており、総合戦略は人口ビジョン、目指す目標に対する施策、人口減少に効果のある対策の計画表であるというふうに捉えております。

○11番（荒金卓雄君） 人口ビジョンは目指す目標ということであり、これは、実際はやはり国のビジョンがございます。約1億を切らないという目安。また、次には大分県としても、やはり同様に人口ビジョンを組もうとしております。それに自然増、自然減、いわゆる新しい赤ちゃんが生まれてくるという面、また社会増減、人々がこちらに入ってくるか、それとも出ていくか、その差でふえていくか減っていくかということで、なかなか自治体の一施策で決定的な効果というところまではなかなか行きがたいので、少しその目標自体を国また県の水準を目安に考えざるを得ないと思いますが、しかし、それを実現していくための計画表とおっしゃいましたが、いわゆる5カ年計画になるのだと思います。平成28年から32年にかけての5カ年の総合戦略ということですからね。だからそれは、そこにどう別府のオリジナリティーを盛り込んでいくかということが重要であり、またそれを議論しているのが「感動・共創・夢」会議ということだと思います。

これまで5回開催されているということですが、大まか、それぞれの会議でどういう議論の進展を見ているのか、それをまずお聞かせください。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

べっふ「感動・共創・夢」会議につきましては、市民拡大版を含めまして合計5回開催しております。

会議の進捗につきましては、第1回では、別府市の魅力や資源、足りないものについてフリーディスカッションをしていただき、第2回では、課題や取り組みについて掘り下げて議論をしていただきました。また市民拡大版では、広く自由に市民に参加を募り、さまざまな意見を伺うことができました。第3回では、取り組むべき主要なテーマについて、実現方法やその実施内容などに焦点を当て、テーマごとにグループディスカッションで議論いたしました。第4回では、高市総務大臣の御臨席を賜り会議が始まりまして、取り組むべき主要なテーマを掘り下げて議論をいたしました。

○11番（荒金卓雄君） 私も、全5回のうち、市民拡大版を含めて3回参加をさせていただきました。多くの議員の皆さんも参加されておりましたし、また職員の課長さん、部長さん、また若手の皆さんも傍聴という形で同席をして、今回はその傍聴が、傍聴席に座ったままではなくて、各グループの議論がされているテーブルを歩き回って、どういう実際の意見が出ているのかというのを耳にしながら聞くことができるという、非常におもしろいやり方だなというふうに思っております。

要はその会議をどう充実させていくか、またどう効率的に話を進めていくかというところの工夫が、政策推進課また企画部が頭をひねるところだと思うのですが、今回、司会進

行役にトーマツさんがついておりました。また、会議というのでも24人の委員を大きく4つのグループですかね、分かれていただいてそれぞれのテーブルに総合政策アドバイザーの方についてもらって、いろいろ出るお話にいわゆる助言・提言をしながら、また意見を交わしながらされていたと思いますけれども、改めてこの進行役、それと総合政策アドバイザーの役割、これをどういうふうに政策推進課として考えて進めてきたのか。それをお願いします。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

まず初めに、今回、別府市総合戦略の策定支援業務の受託契約の受託者である有限監査法人トーマツ福岡事務所に対しましては、よく言われます策定業務を丸投げするのではなく、あくまでも私ども市が主導して指示をし、トーマツがさまざまな作業を実施していく体制をとっております。

「べっぷ『感動・共創・夢』会議」の会議の進行役としましては、会議の要綱第5条第3項により、ファシリテーターが行うものとしております。このファシリテーターとは、会議などで議題に沿った発言を整理し進行する役でございます。これを有限監査法人トーマツが主に担っております。

また、会議の要綱第5条第2項では、会議に総合政策アドバイザーの出席を求め意見を聞くとあります。総合政策アドバイザーにつきましては、総合政策アドバイザーの設置要綱第1条にもありますとおり、専門的な立場から助言・提言を得ることを目的としており、この会議におきましても同様に助言・提言をいただいております。

○11番（荒金卓雄君） 私が一番確認しておきたいのは、いわゆる市のほうが主導権を持って進めていくということと、今おっしゃいました進行役のトーマツさん、また総合政策アドバイザーをどう生かしていくか。その専門性をうまく、うまくというか、最大限発揮してもらおうということが、政策推進また企画部の一番重要なところだと思います。

私、ずっと第4回まで来て、1つ「あらっ」と思ったのは、今回、市民の代表ということで、産官学金労言と各分野から代表に集まっていたいただいて議論をするということなのですが、そのせっかく専門の方が集まったのですから、例えば何回目かの会議のときに、金融業界の方から見ての別府市の今の経済状態、産業状態、こういうようなレクチャーというと大げさですが、話を織り交ぜてもらおう。そうすると、まずアドバイザーの方も、またトーマツの方も、やっぱり別府の実情が単なる数字、データとしてだけではなくて伝わってくる。そういうことが、せっかく言論界があり、金融界があり、また大学関係、労働関係というのがあるわけですから、そういう方の角度からの別府の現状、また、これからこうあらねばならないのではないかと、あつてほしいという、話す場を、グループの中では意見は恐らくあつてはいると思いますが、それを24名の委員の共有の情報として提供するようなやり方が、私はあつてよかったのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、そういう中で今回別府市独自のという触れ込みで産業連携・協働プラットフォーム、いわゆる“B-biz LINK”という名前の事業が、今回の9月の補正でも、まず調査をするということで上がっておりますが、この産業連携・協働プラットフォームというの、議案質疑でちょっと意味がなかなかわかりにくいというのがありますが、この“B-biz LINK”という、最初の大文字の「B」は恐らく別府でしょう。その後の「biz LINK」、これまたちょっと、いわゆる和訳をしてもらえないかと思うのですが、どうでしょう。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

“B-biz LINK”の訳につきましては、議員おっしゃるとおり、「B」は「BEPPU」の「B」をイメージしております。「biz」は、「ビジネス」の略語として捉えておまして、この場合、私どもは「仕事」というふうに捉えております。最後の「L

INK」ですけれども、これは「結合する」という意味を捉えておりまして、合わせまして、別府の仕事が結合する、リンクする場というふうな意味ではなかろうかと思っております。

- 11番（荒金卓雄君） それともう1つ、別府独自のということで交付金の申請もやるわけですが、この事業自体が会議の中から、各委員の中から問題意識として湧いてきたものなのか、それとも政策アドバイザーのどなたかのアイデアで、提案でこういうのをやったらというふうに出てきたのか。その辺はどうでしょうか。

- 企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

このCCRCとDMOにつきましては、各委員さんのほうから、先ほど議員から御紹介ありました4つのブロックごとというのですかね、テーマごとのブロックのような会をつくりまして、その間の各界各層の代表の方から、CCRCとDMOの議論がありまして、委員さんの意見を踏まえて計画したものであります。

- 11番（荒金卓雄君） 企画部長のほうから今ありましたCCRC、DMO、これも委員の中からの問題意識として出てきたということですが、このプラットフォームという協働の連携ができる場を設けることが別府に抜けていたのだ、これが今後の、長期的に別府を変えていく大事なところなのだという点に関しても、やはり委員の方から出てきたということよろしいですか。

- 企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

もちろん、委員の方からの御意見でございます。

- 11番（荒金卓雄君） そういうのがやっぱり出てくるということが、私は非常に重要だと思えます。またそういう問題意識を共有するということが大切だなというふうに思えます。

ちょっとこれとは外れますが、今回総合政策アドバイザーのちょっと逮捕容疑という残念なことがありましたけれども、あと残された、これは10月2日ですかね、第5回の会議、また恐らく10月の末が策定の国への提出ということでしょうから、それまでに、10月の半ばぐらいにでももう一回ぐらい設けられる「感動・共創・夢」会議だと思えます。アドバイザーの方、また委員の方にも、改めて最後の皆さんの知恵を出し合っていて、そういう動機づけを市長のほうからもぜひお願いしたいというふうに思えます。

もう1つ、今度私のほうは人口ビジョンに関して、別府市の人口産業別とか年齢別とか、そういう分野から分析をした資料を第1回目のときにいただいておりますが、その中で市民の意識調査というのがありました。これで実は別府市の住民で、別府市が住みよいというふうに答えている方が、ずばり「住みよい」と答えている方が31.3%、「どちらかと言うと住みよい」というのが49.2%、合計8割以上が別府市は住みよいというふうな意識を持っていただいていますね。そういうような分析が出てきているこの市民意識調査は、どういう形でアンケートを、調査をされたのか、ちょっとそれを教えてください。

- 政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

この市民意識調査につきましては、昨年8月に実施いたしました。これは、平成23年度以降取り組んできております別府市総合計画に基づく取り組みの全体的な進捗状況の評価であります。

- 11番（荒金卓雄君） もう1つ、別府市が住みにくいという調査もあるのですね。「住みにくい」、「どちらかと言えば住みにくい」という割合が18%ぐらいあるのです。その中でどういう理由で別府市が住みにくいと感じるのですかということで、「産業が停滞し、働く場がない」、これが回答の38.9%、約40%が、やはり「産業が停滞し、働く場がない」。また、「通勤・通学の交通の便が悪い」という、こういう理由が30.9%。「買い物など日常生活が不便」26.5%、こういう解答例がやはりデータとしてあるわけですから、どんどん意見を交わす中で、こういうデータをもとに議論をしていくという形をもっとふやしていただければというふうに思えます。

あと、ちょっとはしよりますが、このデータの中に、別府市が全国で1,741市町村の中で6番目に実は暮らしやすいのだという、そういう統計データが出ております。本当かなというのが多くの方の実感ではないかと思うのですが、生活のしやすさというのを、ランキングをつけているという考え方ですね。どう数値化してランキングをつけていつているのか。その仕組みをちょっと教えてもらえますか。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

地域の生活コストランキングというものでありまして、経済産業省がホームページで公開しております、市町村別に地域の家計収支や地域の暮らしやすさを貨幣価値で示すことにより、生活にかかわるさまざまな費用と、そこから得られる便益を比較検討したシステムでございます。このシステムは、約1万人を対象としたアンケート調査のデータを用いて推計されたものであり、その推計は利便性から福祉、医療、子育てに至るまで、暮らしやすさに関する指標が貨幣価値で示されております。

地域の暮らしやすさを金額で比較することに加えまして、地域の家族構成や年代等を入力すれば、全国の1,741市区町村及び九州・沖縄地方の274の市区町村のランキングを知ることができます。

○11番（荒金卓雄君） そうですね、なかなかその数値化というのが、厳密な意味で肯定できるかどうかは別にして、例えばこの暮らしやすさの項目の中に、ショッピングセンターへの距離というのがあるのですね。別府市のこの回答のやつは1.8キロ、我が家からショッピングセンターまでの距離が1.8キロ。全国の市町村のいわゆる平均値は12.5キロ、10倍ですね。ですから、12.5キロ先のショッピングセンターに行くとなれば、車で行ってもガソリン代を使う、電車で行っても電車賃がかかる。こういう費用が発生するのだけでも、別府市が1.8キロなら歩いていく人もあるでしょうし、自転車で行く人もあるでしょうし、金が少なくて行ける。その分余分な出費がない。こういうので貨幣価値にかえて、別府市におればこれだけ、現金をもらうわけではないけれども、出費がこのデータでいくと2万6,000円余り出さなくて済むというこの数値が、全国でランキングしたら6位と。それだけ経済的なメリットを別府に住んでいるということで受けていると。こういう分析の仕方は非常におもしろいし、またこういう見方をしないと、なかなか実際に住んでいる我々も、別府のありがたさといいますか、そこに目が行きにくいということで、こういう議論も私は細かくしていいのではないかなというように思います。

では、結びのほうに行きますが、いよいよ人口ビジョンの目指すべき目標値というのが問題になってこようと思います。シミュレーションのデータが幾つか出ておりますが、大まか私が見る限りは2040年の目安、25年後ですけれども、そのあたりに出生率の上昇とか転出抑制をうまくして、何とか10万人を上回るぐらいの数字を別府市としての今後の人口ビジョン、目指すべき数値、目標値とするような感触があるのですが、市民会議の中でそういう具体的な数値についての議論がどのくらいまで進んでいますか。

○政策推進課参事（松川幸路君） お答えいたします。

人口ビジョンにつきましては、第1回の会議にて現状を説明させていただきました。次に予定されております10月2日の第5回の市民会議にて意見集約を行う予定としております。

○11番（荒金卓雄君） 隣の大分市は、2060年で約45万という人口目標を発表を早くしていますね。別府は、その議論があって決めていくということで、総合戦略のほうは先行しているようすけれども、いずれにしても、私は、出てくる人口ビジョンの数字は、私たち別府市民にとって当事者意識が持てるのかどうかという、ここが一番大事ではないかと思うのですよ。別府市が例えば10万を目指すと、現在が12万幾らです。じわじわ減っていくけれども、ここでとめておこうということが、例えば私が今住んでいる町内、小学校

区、また別府が今、北部とか南部とか中部とか西部とか、分かれておりますけれども、そういうもうちょっと絞った区域で、では、我々のところとしては、現在の人口がこのくらいだ、それもこの10年、20年かけてこういう減り方をしてきている。それを見ると、別府の総人口10万を維持していくということは、私たちの町内にとってはこのくらいの人口、世帯数が目安なのだということが伝わってこない、なかなか総数の10万だけがひとり歩きして、決定しましたということできいろいろ手を打って、果たしてそれが実現したとしても、実現に近づいていくにしても、やはり実際にはマンションが多い地域もあれば、住宅がまだ開発できる地域もある。また山間部もあるわけです。

私も今回、対話集会で山の口、東山の山の口に行かせていただきましたけれども、そこはもう22世帯、29人という人口ということで、自治会長さんが説明資料、要望書の資料をつくっていただいております。実はそれでも何年か前に若い御夫婦が転居してきて、また赤ちゃんも、その山の口にとっては40年ぶりの赤ちゃんといううれしい紹介もしていただきました。だけれども、その29人の人口のうちの15名が、いわゆる夜の対話集会に集まってきていただいてお話を聞かせていただいたのですが、もう集落の存続危機を感じているというぐらいあるわけですね。だけれども、そこでちょっと私も考えさせられたのは、現在が22世帯、29人ならば、例えば40人ぐらいの人口を何とか山の口で維持していこうというような、数字が、プランが1個できると、例えばあそこにも空き家がある、ここにも空き家がある。あの人の息子さんはたしか別府市内に出ておるはずだということで、そういう方を何とか取り戻そうというような具体的な感覚が出てくるのではないかと、そういうやりとりを少ししたのです。それこそ一番の当事者意識ということになるのだと思うのです。

それはもうちょっと規模の問題で、全部の町村にというわけにはいきませんが、市として10万人という大きな数を上げることも大事ですけれども、市民の皆さんの各地域、町内にそういう皆さんの地域のビジョンをつくりませんか、語りませんか、人口目標という1つの軸を持って話を持っていく。そういうことが今後、この策定が終わった後もしていくことによって市民の皆さんの考え方が大分変わってくるのではないかな、それを私は強く、今回の10月までということではなくて、その先を踏まえてそういう取り組みをしてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政策推進課参事（松川幸路君） 確かに議員のおっしゃるとおり校区别、町内別まで人口に対するビジョン、施策を掘り下げて考えていくことにつきましては、人口に対する住民意識の向上、議員がおっしゃる当事者意識の上において効果期待ができる取り組みであるというふうに考えております。ただし、人口ビジョンを行う上では、細かな年齢層の男女や、どこから入ってきてどこから出ていく、何のために出ていくとか、そういうふうな客観的、具体的な大量なデータが必要となっておりますので、今、個人のデータの活用などにさまざまなハードルがありますので、その理由の1つとしてなかなか実施できないような状況があらうかと思っております。

○11番（荒金卓雄君） 参事、気持ちはわかりますが、そういうできない理由を言い出すとなかなか進まない。やっぱりどうしたらできるかということをやむを得ず考えていただきたいと思います。

それともう1つ。私は、「感動・共創・夢」会議の会場の環境に関して、ちょっと1つ注文なのです。別府市を語るわけですから、別府市の全図、地図ですね、これぐらいをばんと張り出して、別府は町なかに人口が本当、9割近く集中しているわけです。ですけれども、山間部もあり、以前の旧市街地もあれば、また新しく人口が伸びているところもある。そういうことが、なかなかアドバイザーの方、また委員の方も意識が、何かこう、最終的に政策の中身だけということに頭がいきがち。しかし、別府の現実、実態は、この

地図を見て、もうちょっといろいろな考え方があるのではないですかというような、そういう会議の場の環境をぜひ政策推進また企画部として、どうしたら皆さんが有効な意見を、また別府を正確に理解して意見を出してもらえることがあるのではないだろうか。それを考えれば別府全図だけではなくて、大分県内の全図、別府と大分なんかの、例えば市町村連携というような話も出てきておるわけです。また九州全図、東九州の高速道路なんかも、もうほぼ貫通しているわけです。そういうのがやはりいろんな考え方のときに判断材料に、ぽっと目にしたときにやっぱり入ってくる、そういう環境づくりをぜひ工夫してもらいたいということを申し上げまして、この項を終了いたします。

続きまして、火山。これは、もうきのう、びっくりしました。阿蘇山が噴火をしまして、噴煙が山頂から、火口から2,000メートル上がったということです。また警戒レベル3に引き上げたということです。これを直接どうこうと言うことはありません。少なくとも現在別府市の、大分県内の火山は3つ上げられております、そのうちの鶴見岳、伽藍岳というのが別府に直接関係することですが、この鶴見岳、伽藍岳の状況について、行政としての認識はどうか。これをまずお願いします。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

我が国にある110の活火山のうち、火山防災のために監視観測体制の充実等が必要な火山、いわゆる常時観測火山として現在47の火山が、火山噴火予知連絡会によって選定されております。鶴見岳、伽藍岳については、これも先日、噴火が発生しました阿蘇山などを含め常時観測火山の1つとして地震計、傾斜計、空振計、GPS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設が整備され、福岡管区气象台により24時間体制で常時観測監視されております。

気象庁によると、鶴見岳、伽藍岳の活動は、現在、静穏な状況で、噴火の兆候は見られないということでございます。

○11番（荒金卓雄君） 現在のところは心配するところはないということですね。私は1つ、私なんかは誤解していたのですけれども、いわゆる昔からの火山の分類、活火山、休眠火山、死火山という分類は、もう現在は無い。この鶴見・伽藍岳も、もう何百年ももちろん噴火をしているわけではないけれども、活火山の位置づけであり、なおかつ常時観測が必要な、常時観測火山として全国で47リストアップされているうちの1つが、実は我が別府にあるという、これを市民の多くの方にやっぱり早く認知していただいて、不安を持ってもらう、持ち過ぎることはないけれども、やはりそれなりの事前情報として知っておいていただきたいということですね。

あと、ちょっと今後のことになりますが、いわゆる万が一あったときに、この間の御嶽山のときも問題になりましたが、登山届。山に登っているという方の救出のために、誰がいつ登って、いつおりてくる予定ということが、登山届で出るわけですが、これは別府市として、別府市というか、この鶴見岳に関しての登山届の出し方、この部分だけちょっと現状を御説明ください。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

登山届につきましては、現在、鶴見岳中腹の火男火売神社奥とエコーラインの峠付近に記載台を設置しております。登山届用紙を記載、投函できるようにしております。また、事前に別府警察署に届け出ることやインターネットでの提出について、大分県警察本部のホームページで御案内している状況であります。

なお、登山届の項目は、届け出者、緊急連絡先、入山・下山予定日時等となっております。

登山届の提出については、火山の活動状況から義務化までは考えていませんけれども、入山者の把握は捜索を行う上で重要であることから、届け出促進の取り組みを強化する方針であります。具体的にはホームページやリーフレットによる啓発の強化、行政の登山イ

ベントや学校行事等における登山届提出の徹底を行っていく等の対策を検討しております。

- 11番（荒金卓雄君） その登山届が、実際に登山する方が自覚を持って届けられているかという、そこはなかなかないというのが実情というふうに聞きました。

それで私ちょっと調べましたら、御嶽山で困った、長野の木曾郡木曾町というところが、実はスマホで登山届ができるという、アプリケーションを利用して紹介されているのがあるのです。いわゆる登山口のところに二次元コードを印刷した用紙をつけまして、そこにスマホで読み取らせると、そこで名前なり情報を入力するわけですが、それがぽんと登録される。今度はさらに登山の途中途中で、ここを通過したというところ、ポイントのところにやはり二次元コードを張っているやつを置いていまして、それを読み取ると、この人はここまで来たのだなということが、さっきのICTの活用のおもしろいところだと思いますが、こういうようなことをしているのがあります。こういうのがあると、私はもっと積極的に登録が進むのではないかなというふうにも思いますので、なかなかすぐどうこうするということはないかもしれませんが、こういう最新のやっぱり情報、やり方を取り組んでもらいたいというふうに思います。

以上で終わります。ちょっと農林水産課、済みません。恐縮ですが、以上で質問を終わります。

- 議長（堀本博行君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす16日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす16日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時13分 散会